

# 精神保健福祉センター年報

平成27年度

(実績)

千葉県精神保健福祉センター



# 目 次

## 第一編 概要

沿革	1
施設・運営の概要	3

## 第二編 業務実績

技術指導・技術援助	9
-----------	---

### 教育研修活動

1 研修会・講習会	12
2 実習・施設見学等	19

社会復帰促進事業	20
----------	----

広報普及活動	22
--------	----

### 相談・診療業務

1 相談・診療	28
2 電話相談	35
3 デイケア活動	38

### 審査課業務

1 精神医療審査会の状況	42
2 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）業務について	43

関係諸機関活動への参加・援助	47
----------------	----

付録 法規	51
-------	----



第一編

概 要



## 沿 革

昭和25年、精神衛生法(法律第123号)が施行され、同法の規定により翌26年、中央保健所内に県精神衛生相談所が設立されましたが、その規模はきわめて小さく、従って来談者に対する個々の相談指導が精一杯で、地域活動を含めた広範な精神衛生活動を行うことができず、行政担当者の悩みでもありました。その要因としては、かねてより当県では一般的に医療機関に恵まれながらも、県独自の精神衛生活動や行政施策に乏しく他県より遅れていたことが挙げられます。

一方、このような中であって、昭和29年10月に千葉県精神衛生協会が官民の協力により発足し、県内の精神衛生対策のあり方を再三にわたり検討を重ねていましたところ、たまたまライシャワー事件が契機となって昭和39年にこの検討事項を取りまとめ、精神衛生センター設置に関する要望書として県当局に意見具申が行われたわけです。さらに、これが設立運動の口火ともなり、やがて、昭和40年6月に精神衛生法の一部改正もあって、地方精神衛生審議会が審議を重ねること数年、ようやく昭和44年4月1日に千葉県精神衛生センター建設準備委員会も発足して、具体的な運営計画ならびに設備工事の作業が始まりました。引き続いて昭和45年4月16日現在地で地鎮祭が行われて、いよいよ本格的な工事に着手した結果、工事着手以来8か月を経て、同年12月5日竣工しました。これと同時に従来の精神衛生相談所を廃止して、名実ともに千葉県精神衛生センターが誕生した訳です。

昭和40年の法改正によって、保健所を地域における精神衛生活動の第一線機関として在宅精神障害者の指導援助の第一次的役割を与え、これに対して各都道府県ごとに精神衛生センターを配置し、これが精神衛生の総合的技術センターとして、中軸的な役割を分担するという体制が作られました。

昭和44年3月には精神衛生センター運営要領が厚生省公衆衛生局長通知として出されました。

近年になり、昭和62年9月には、精神障害者の人権擁護の確立と社会復帰の促進を主眼に、精神衛生法の改正がされ、法律の名称も精神保健法と改められ、昭和63年7月1日から施行されましたが、これに伴い、精神保健センターに改められました。

平成5年6月には、精神障害者の社会復帰の一層の促進と、人権に配慮した適正な医療及び保護を趣旨とした精神保健法の改正が行われました。

また、同年12月には、心身障害者対策基本法が改正され、法律の名称が障害者基本法に改められ、精神障害者が他の障害者と同じ法律で位置付けられ、自立と社会参加の一層の促進が図られることになりました。平成6年7月に地域保健法が成立し、今後の地域保健対策推進のための枠組が改められたこと等、新たな状況の変化を踏まえ、平成7年6月には、精神障害者の社会復帰対策・福祉対策の充実を図ると共により良い精神医療の確保、地域精神保健対策の充実を図る措置を講じ、併せて精神障害者の保健福祉対策の一層の充実を図ることを目的として精神保健法が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(略称、精神保健福祉法)に改正が行われ、精神保健福祉センターに改められました。

平成11年6月の法改正によって、精神障害者の人権に配慮する、適正な医療及び保護を確保する、精神障害者の一層の社会復帰を推進する3点を趣旨に、医療保護入院の対象者を明確にする、精神保健指定医の職務を適正なものにする、医療審査会の機能を強化する、移送に関する制度を整備する、在宅精神障害者に対する福祉事業を市町村を中心として推進する体制を整備する等の諸点が改正されました。また、平成14年度から精神保健福祉センターの専門性や独自性を有効に活用するために、新たな業務として、精神医療審査会の事務、通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の審査・判定が加わることとなり、新たに審査課が設置されました。

### 精神保健福祉センターの業務

(平成18年12月22日改正 厚生労働省通知の運営要領による)

#### 1 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

#### 2 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### 3 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

#### 4 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

#### 5 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

#### 6 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。

心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

#### 7 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

#### 8 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、精神保健福祉法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

#### 9 自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは法45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を行うものとする。

#### 10 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療(精神通院医療)費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。

#### 千葉県精神保健福祉センター

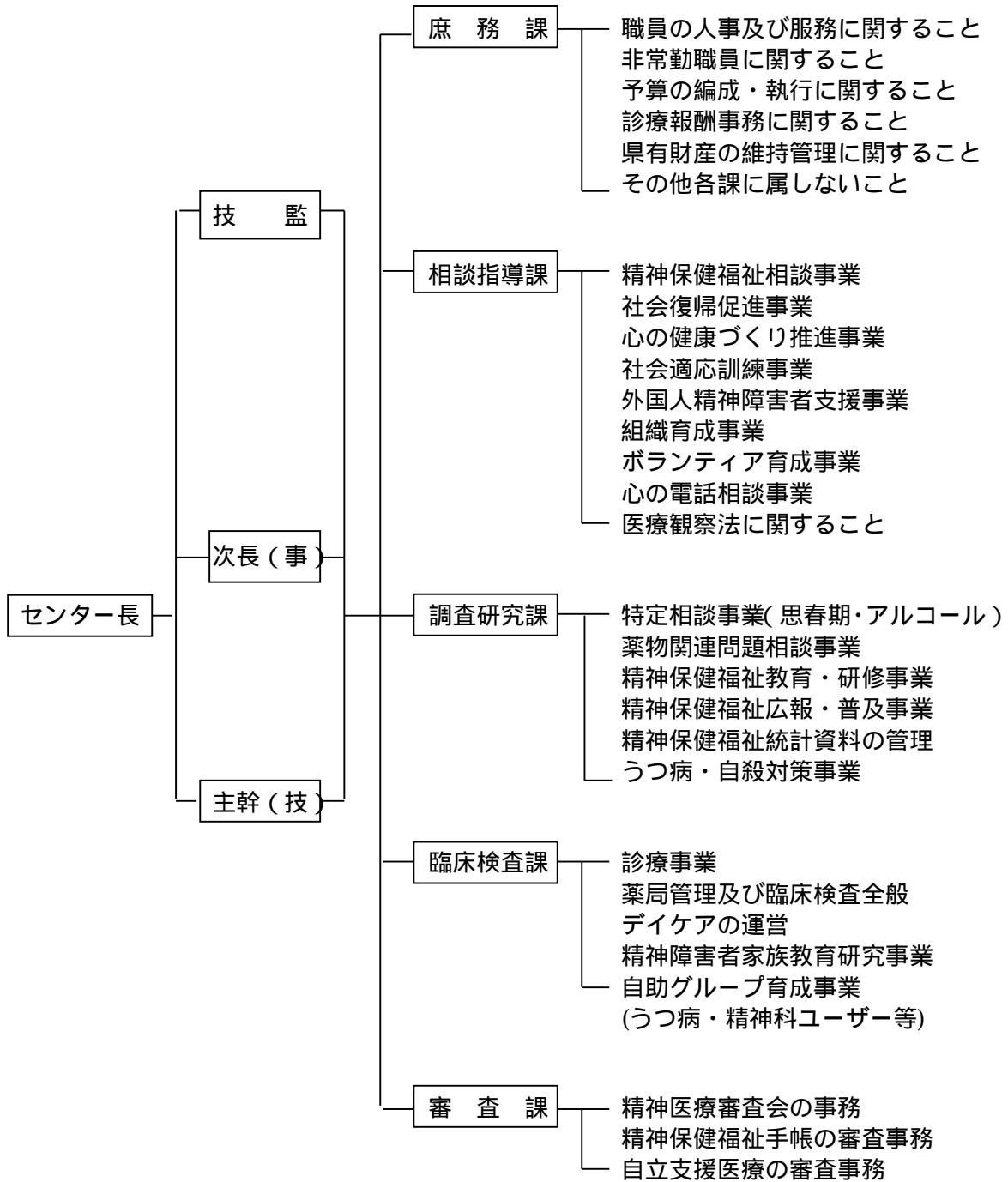
設 置	昭和 45 年 12 月 1 日
竣 工	昭和 45 年 12 月 5 日
落 成 式	昭和 46 年 2 月 5 日
開設許可	昭和 46 年 2 月 17 日
業務開始	昭和 46 年 3 月 16 日
名称変更	昭和 63 年 7 月 1 日
名称変更	平成 7 年 10 月 13 日



# 施設・運営の概要

## 1 機 構

(H28.5.1 現在)



## 2 課別職員配置

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

課名	職名	職種	現員	非常勤	計	摘要
	センター長 技監 次長(事) 主幹(技)	医師 医師 一般行政 医師	1 1 1 1		1 1 1 1	
庶務課	課長事務取扱 主査 主事	一般行政 一般行政 一般行政	1 1		1 1	次長(事)
相談指導課	課長 精神保健福祉相談員	精神保健福祉相談員 精神保健福祉相談員	1 3		1 3	
調査研究課	課長 主任上席精神保健福祉相談員 上席精神保健福祉相談員 主任保健師	精神保健福祉相談員 精神保健福祉相談員 精神保健福祉相談員 保健師	1 1 1 1		1 1 1 1	
臨床検査課	課長事務取扱 副主幹 副主幹 主査 専門員	医師 薬剤師・臨床検査技師 薬剤師 保健師 作業療法士	1 1 1 1		1 1 1 1	主幹(技)
審査課	課長 上席精神保健福祉相談員 主任保健師 精神保健福祉相談員 主事	精神保健福祉相談員 精神保健福祉相談員 保健師 精神保健福祉相談員 一般行政	1 2 1 1 1		1 2 1 1 1	
	嘱託	看護師 電話相談 精神保健福祉指導員 デイケア指導 臨床心理士 審査・判定医 審査・判定 (精神保健福祉士) 自立支援医療 (精神保健福祉士) 自立支援医療(事務)		1 10 1 1 1 8 1 1 1 3	1 10 1 1 1 8 1 1 1 3	
計			24	27	51	

職種別内訳	医師	3
	薬剤師・臨床検査技師	2
	作業療法士	1
	保健師	3
	精神保健福祉相談員	11
	一般行政	4
	計	24

### 3 年度別決算状況

(1)歳入(国庫補助金は含まない)

(単位：円)

科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
使用料及び手数料	28,981,248	29,795,707	29,315,726
諸収入	0	0	0
計	28,981,248	29,795,707	29,315,726

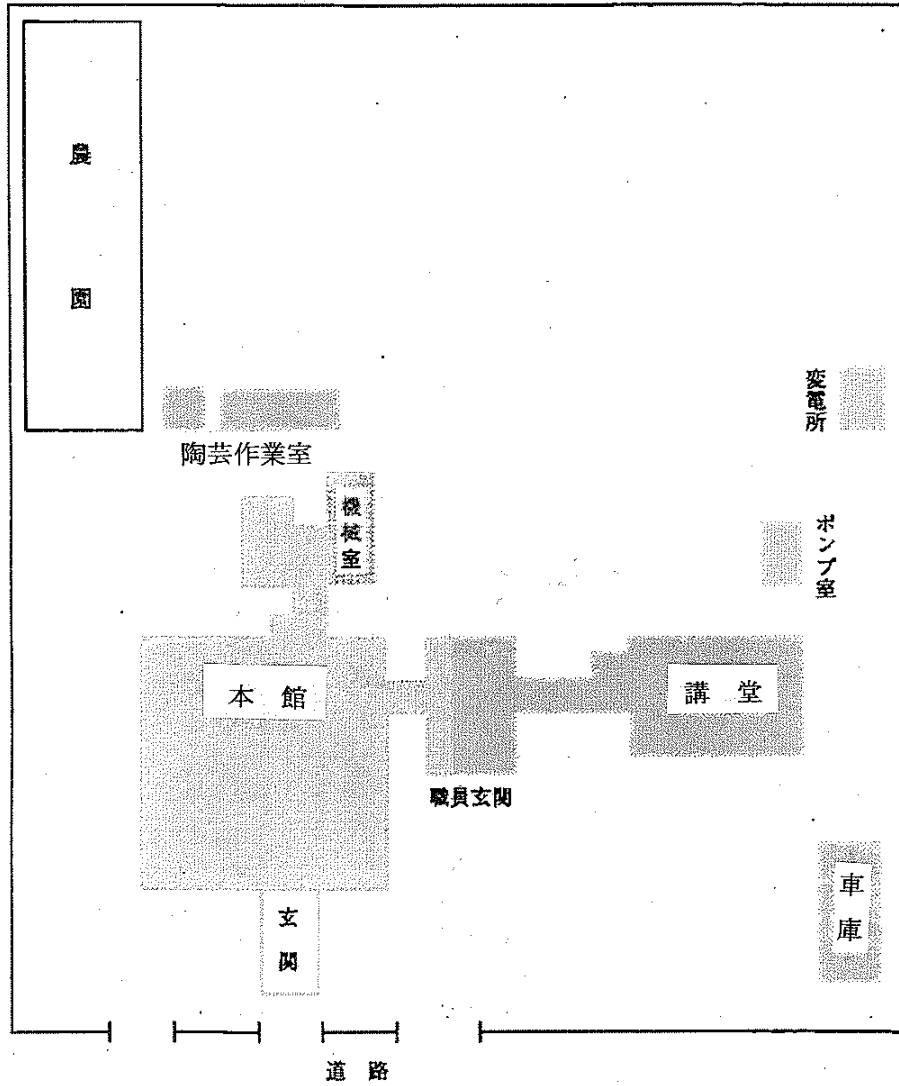
(2)歳出

(単位：円)

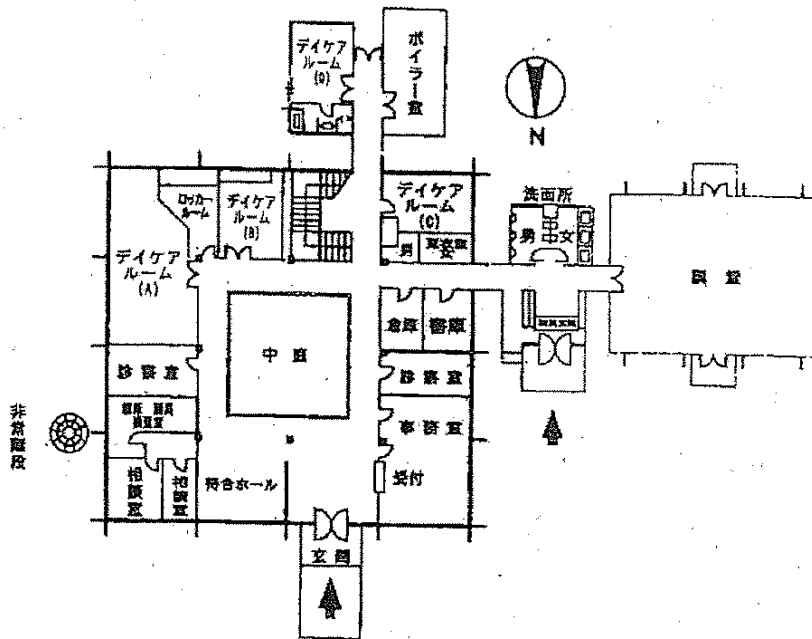
科 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
報酬	4,572,000	4,698,000	4,878,000
共済費			
賃金			
報償費	2,639,600	2,701,900	2,497,400
旅費	450,120	480,618	517,300
需用費	24,770,046	25,151,796	25,345,453
役務費	2,394,253	2,696,111	2,145,709
委託料	14,490,589	22,628,319	22,513,856
使用料及び賃借料	1,768,770	1,603,638	1,651,724
工事請負費	0	0	0
備品購入費	1,407,932	1,074,837	1,198,231
負担金補助及び交付金	62,900	60,000	60,000
公課費	6,600	6,600	6,600
計	52,562,810	61,101,819	60,814,273

#### 4 建築概要

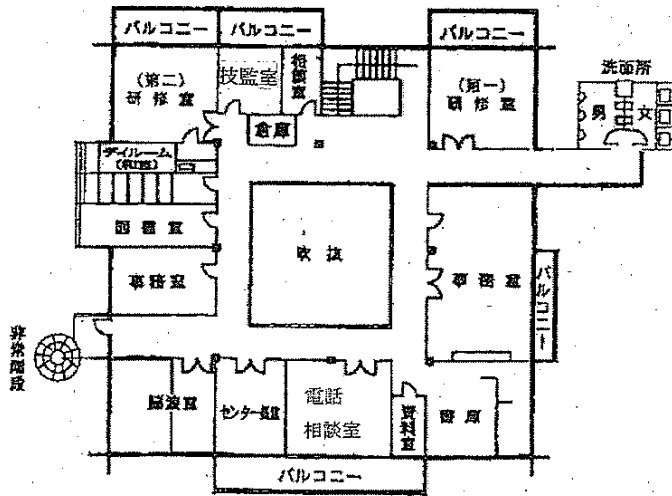
地番 千葉市中央区仁戸名町666番の2  
敷地面積 6,110.40 m<sup>2</sup>  
建築面積 1,384.725 m<sup>2</sup>  
構造 本館・鉄筋コンクリート2階 講堂・鉄筋コンクリート1階



1階平面図



2階平面図





第二編

業 務 実 績





## 技術指導・技術援助

### 1 県機関主催事業への技術指導・技術援助

#### (1) 健康福祉部関係業務への技術指導・技術援助

##### 障害福祉課業務への技術指導・技術援助

ア 千葉県運営適正化委員会にセンター長が委員として出席、苦情解決部会に技監が委員として出席。

イ 市町村障害保健福祉主管課長会議に次長が出席

ウ 千葉県発達障害者支援センター連絡会議に技監が構成員として出席。

・同センター研修会に技監が講師を実施。

エ 千葉県障害者スポーツ大会において、技監が実行委員として協力。

オ 精神科病院実地指導・実地審査：指導医・審査医としてセンター長が7回、技監が4回実施し、打ち合わせ会・取りまとめ会に出席。

##### カ 地域移行支援事業関係

・千葉県総合支援協議会地域移行支援部会に相談指導課長が委員として出席

・15圏域の地域移行支援協議会に相談指導課課員が延33回出席

・コーディネーター連絡会議：年2回

キ 千葉県精神科救急医療システム連絡調整委員会にセンター長、技監、相談指導課長が出席。

ク 千葉県高次脳機能障害ネットワーク連絡協議会にセンター長が出席。

##### ケ ひきこもり地域支援センター業務支援

・月1回開催されるケースカンファレンスに相談指導課が12回出席。

・ひきこもり地域支援センターの相談業務において日常的に助言を行った。

・ひきこもり地域支援センター全国連絡協議会にオブザーバー会員となり、他県との情報交換や研修等行う協議会に相談指導課が出席。

・DPATの体制整備検討会議にセンター長、技監が出席

##### コ 中央障害者相談センター

成人の知的障害の判定等業務に技監、主幹が協力

##### サ 千葉リハビリテーションセンター

判定、診断業務等を技監が協力

##### シ 強度行動障害支援者研修会にて技監が講師を実施

##### ス 精神保健福祉法第27条診察への協力：精神保健指定医であるセンター医師3名が協力 健康福祉政策課業務への技術指導・技術援助

医師臨床研修における地域保健臨床研修：合同研修の内の半日を当センターにて実施。

##### 健康づくり支援課業務への技術指導・技術援助

ア 千葉県公衆衛生学会理事会・運営委員会にセンター長が理事・運営委員として出席。

##### イ 自殺予防対策事業関係

千葉県自殺対策連絡会議にセンター長、調査研究課担当者が出席。

##### 薬務課業務への技術指導・技術援助

ア 千葉県薬物乱用対策推進本部会議。センター長が理事・運営委員として出席

##### イ 薬物乱用指導員研修会に技監が講師を実施

##### 高齢者福祉課業務への技術指導・技術援助

ア 千葉県介護予防市町村支援検討会議にセンター長が出席。

##### 児童家庭課業務への技術指導・技術援助

柏児童相談所へ主幹が協力

##### 健康福祉センター（保健所）事業への技術指導・技術援助

##### ア 健康福祉センター（保健所）事業への技術指導・技術援助

・市川健康福祉センター主催家族会講演会にて技監が講師を実施

・野田健康保健センター母子保健推進協議会にて主幹が講師を実施

・印旛健康保健センター普及啓発事業にて技監が講師を実施

・印旛健康保健センターこころの健康市民講座にて主幹が講師を実施

- ・海匝健康保健センター思春期講演会にて主幹が講師を実施
- ・山武健康保健センター思春期相談にて主幹が協力
- ・夷隅健康保健センター薬物指導員講習会にて技監が講師を実施

イ 保健所連絡会

H28.3.11 (1)心神喪失者等医療観察法における地域処遇の状況、(2)精神保健福祉法第34条における移送業務の実施報告等(3)その他19名

ウ 保健所長会

定例保健所長会：センター長が会員として毎月1回出席。

エ 法第34条移送検討会

移送の実施にあたり、センター長、相談指導課長等が検討会議に出席(1件、計3回)

(2) その他県関係機関への技術指導・技術援助

総務部への技術指導・技術援助

ア 千葉県職員健康管理審議会にセンター長が委員として出席

イ 「新任所属長研修」において、センター長が講師を実施。

ウ 総務ワークステーション事業委託選定会議にセンター長が出席

総合企画部男女共同参画課への技術指導・技術援助

・家庭等における暴力対策ネットワーク実務者連絡会議に相談指導課員が出席。

水道局への技術指導・技術援助

・千葉県水道局精神保健審査会にセンター長が会長として審査。

企業土地管理局への技術指導・技術援助

・健康管理審議会精神衛生部会にセンター長が部会長として審査。

教育委員会への技術指導・技術援助

・教職員メンタルヘルス対策会議にセンター長が委員として出席。

教育庁関係への技術指導・技術援助

ア 精神保健審査会：センター長、主幹が審査協力

イ 学校問題解決支援チーム会議：センター長が年8回出席。

ウ 印旛特別支援学校PTA向け講演会に主幹が講師を実施

警察本部への技術指導・技術援助

千葉県公安委員会：センター長が認定医師として協力

商工労働部関係への技術指導・技術援助

ア 千葉県若者自立支援ネットワーク協議会及び同協議会に係る研究会：相談指導課員が出席。

イ 千葉県若者自立支援ネットワーク協議会に相談指導課員が出席。

ウ 障害者高等技術専門校教員向け研修会にて主幹が講師を実施

県環境生活部への技術指導・技術援助

ア 犯罪被害者等相談関係機関連絡会議及び研修会に相談指導課員が出席。

イ 子ども・若者支援協議会代表者会議、担当者会議に相談指導課員、調査研究課員が出席。

ウ 子ども・若者相談支援センター委託選定会議にセンター長が出席

2 市町村事業への技術指導・技術援助

(1) 千葉市への技術指導・技術援助

精神保健福祉法第27条診察への協力

千葉市精神障害者社会適応訓練事業運営協議会：相談指導課長が委員として2回出席。

千葉市自立支援医療・障害者手帳審査会に技監が出席

千葉市学校教育部指導課：発達障害について講義

千葉市教育委員会スクールソーシャルワーカー研修会に主幹が講師を実施

(2) その他市町村への技術指導・技術援助

我孫子市ゲートキーパー研修会講師に技監及びびを実施

船橋市地域活動支援センター指定管理者選定委員会センター長が出席

柏市児童虐待検証会議にセンター長が出席

佐倉市ゲートキーパー研修会にて技監が講師を実施  
 鎌ヶ谷市母子保健支援員研修会にて主幹が講師  
 八千代市要保護児童対策地域協議会にて主幹が講師を実施  
 柏市要保護児童対策研修会にて主幹が講師を実施  
 四街道市精神保健福祉普及啓発後援会にて主幹が講師を実施

### 3 その他関係機関への技術指導・技術援助

#### (1) 心神喪失者等医療観察法関係機関への技術援助

千葉県医療観察制度運営連絡協議会にセンター長、相談指導課が出席。  
 居住地等通知及び処遇実施計画通知書に基づき、保健所に対し電話にて状況把握。

#### (2) その他関係機関への技術援助

「市川市における地域連携システム」事例検討会議（事務局：国府台病院児童精神科）に、  
 オブザーバー機関として調査研究課員が3回出席。  
 千葉いのちの電話理事会にセンター長が出席。  
 千葉県後見支援センター関係機関連絡会議にセンター長が出席。  
 千葉県社会福祉事業団評議委員会：センター長が評議員として出席。  
 千葉家族会連合会総会センター長が出席  
 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会総会センター長が出席  
 千葉県精神保健福祉協議会総会にセンター長が出席  
 千葉県社会福祉協議会運営適正化委員会に技監が出席  
 千葉保護観察所地域支援連絡協議会に調査研究課保健師が出席

#### (3) 関係機関からの相談電話への技術援助

	技術指導・援助（延べ人数）								
	老人 精神 保健	社会 復帰	ア ル コ ル	薬物	思 春 期	心の健 康づく り	病気	その他	合 計 （件）
保健所	0	1	1	1	0	1	4	2	10
市町村	0	8	2	0	0	0	1	0	11
福祉事務所	0	1	0	1	0	0	2	0	4
医療施設	0	1	2	2	0	1	7	2	15
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	1	0	1
社会復帰施設	0	2	0	2	0	0	1	1	6
社会福祉施設	0	0	0	0	1	0	0	0	1
教育機関	0	0	0	0	0	1	0	0	1
司法機関	0	0	1	2	0	0	0	0	3
警察	0	0	0	0	0	0	2	0	2
その他	0	2	0	6	0	1	5	12	26

## 教育研修活動

### 1 研修会・講習会

#### (1) 精神保健福祉研修

精神保健福祉業務を円滑に推進するために必要な知識と技術を習得させることにより、精神保健福祉活動の適正な展開及び速やかな対応等を図ることを目的として、平成6年度より実施要領に基づき実施している。

平成17年度からは、専門職員中期研修と、市町村精神保健福祉業務担当者を合同開催とし、障害者自立支援法施行後の市町村の動きや課題、市町村現場の状況等について情報共有、意見交換を行い、地域精神保健福祉の向上を図ることを目的としてきた。

平成23年度には実施要領を改正し、名称を「精神保健福祉研修」と改称。引き続き精神保健福祉業務担当者等に対する研修を行った。

#### 初任者研修

保健所等及び市町村において精神保健福祉業務を初めて担当する者を対象に、基礎的な知識の研修を行う。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27. 5. 8 千葉市民会館	「精神保健福祉の動向と精神保健福祉法について（入院制度等）」 障害福祉課精神保健福祉推進室 副主幹 高品 登美子	76名
	「精神疾患の概念と分類について」 精神保健福祉センター センター長 岡田 眞一 「自立支援医療（精神通院）の交付事務について」 精神保健福祉センター審査課 精神保健福祉相談員 小貫 幸子 「精神障害者保健福祉手帳の制度・事務について」 精神保健福祉センター審査課 主任保健師 三崎 和代	83名

#### 担当者研修

市町村及び保健所等において、精神保健福祉業務に従事している者を対象に、資質向上をめざした専門知識及び技術の研修を行う。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27. 7. 9 千葉市 文化センター	(アルコール関連問題研修会と兼ねて実施) 講演：「アルコール問題の見立て方 ～健康相談から依存症の介入まで～」 講師：原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 高橋 郁絵 氏	104名
H27. 9. 3. 千葉県文化会館	(アルコール関連問題研修会と兼ねて実施) 講演：「実践！ 動機づけ面接」 講師：千代田心療クリニック 専門行動療法士 岡嶋 美代 氏 原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 高橋 郁絵 氏	89名
H28. 2. 1. 千葉市 文化センター	(思春期講演会と兼ねて実施) 講演：「ネットトラブル・ネットいじめ ～最新事例とその対処法～」 講師：全国webカウンセリング協議会 理事長 安川 雅史 氏	132名

専門職員研修（初期研修）

保健所等に配属された、新任精神保健福祉相談員等（5年以内の未研修者を含む）を対象に、基礎的な専門知識及び技術の研修を行う。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27. 6.30. H27. 7. 1. H27. 7.13. 精神科医療センター	・生活療法科の業務について （オリエンテーション、病棟見学、医局カンファレンス参加、デイホスピタル実習等）	8名
H27. 7.16. 7.22. 7.27 印旛健康福祉センター （印旛保健所）	・健康福祉センター（保健所）業務について	6名
H27. 8.31. 千葉県南庁舎 4階 千葉県健康福祉部障害福祉課分室	・千葉県健康福祉部障害福祉課精神保健福祉推進室業務について	6名
H27. 7.30. 9. 9. 9.16. 精神保健福祉センター	・精神保健福祉センター業務について	15名
H28. 1. 8. 1.20. 1.29. 市原健康福祉センター （市原保健所）	・健康福祉センター（保健所）業務について	3名
H28. 1.21. 2. 2. 2.16. 市川健康福祉センター（市川保健所）	・健康福祉センター（保健所）業務について	3名

専門職員研修（保健所等職員）

精神保健福祉相談員等を対象に、専門知識及び技術の向上を目指した研修を行う。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28. 3. 11 <午前> 千葉県教育会館	「申請・通報等における困難事例の検討」 助言者：千葉県障害福祉課精神保健福祉推進室担当者 千葉県精神保健福祉センター長 岡田 眞一	17名

(2) 薬物関連問題研修会(薬物関連問題相談事業)・アルコール関連問題研修会(特定相談事業)  
 薬物・アルコール関連問題に関わる職員及び一般県民が、正しい知識と理解を深め、関係機関の連携を図るため研修会・講習会を開催している。

薬物関連問題研修会(薬物関連問題相談事業)

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28.3.11 市原市五井会館	講演「薬物等依存症のある親の抱える子育て困難に対する支援―世代間連鎖を防ぐために」 講師:筑波大学医学医療系ヒューマンケア科学専攻 社会精神保健学 准教授 森田 展彰 氏	29名

薬物関連問題講演会(薬物関連問題相談事業)

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28.2.19 千葉市文化センター	1 講演「薬物依存症と家族～家族からのメッセージ」 講師 千葉菜の花家族会会長 2 講演「依存症者を持つ家族の課題 ～共依存について深く知ろう～」 講師 原宿カウンセリングセンター 所長 信田さよ子氏	71名

アルコール関連問題研修会(特定相談事業)

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27. 7. 9. 千葉市文化センター	(アルコール関連問題研修会と兼ねて実施) 講演:「アルコール問題の見立て方 ～健康相談から依存症の介入まで～」 講師:原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 高橋 郁絵氏	104名
H27. 9. 3. 千葉県文化会館	(アルコール関連問題研修会と兼ねて実施) 講演:「実践! 動機づけ面接」 講師:千代田心療クリニック 専門行動療法士 岡嶋 美代氏 原宿カウンセリングセンター 臨床心理士 高橋 郁絵氏	89名

(3) 思春期事例研修会（特定相談事業）

昭和 57 年より、中学・高校の教員及び関係機関の職員を対象に思春期事例検討会を実施し、個々の事例に則した具体的な援助方法の検討と共に、教育・医療・保健分野の意見交換の場としての役割を果たしてきた。

しかし個人情報保護法全面施行以来、学校側からの事例提供が困難になってきたため、平成 17 年度から事例の個別提示方法を改め、原則的対応や障害の理解、さらに関係機関との連携のあり方を研修することを主な目的とし、併せて要望が多かったテーマで講演を行う事例研修会に名称と内容を変更して実施している。

平成 23 年度から、受講者が参加しやすいよう、県内を南、東総、東葛の 3 ブロックに区分し、各 1 回ずつ実施している。

ア 目的 「思春期の心の理解のために」をテーマとした講演や事例検討を通して、対応についてのコンサルテーション、教職員等関係者のサポートを行い、各関係機関との連携やよりよい処遇について研修することを目的とする。

イ 対象 ・小学校、中学校、高等学校の教員等（養護教諭、担任、教育相談、生徒指導担当、スクールカウンセラー等）

- ・関係機関（健康福祉センター、児童相談所等）の職員
- ・市町村担当職員（保健福祉担当課、障害福祉担当課、児童家庭担当課等）

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27.7.23 印旛合同庁舎	1 講演：「誰でもできる！発達障害の知識を用いた支援方法 ～未診断の子も含めて理解するには～」 講師：千葉県精神保健福祉センター 石川 真紀 2 事例検討（1 事例） （あらかじめ希望されていた受講者による事例紹介とフロアでの事例検討、及び講師による助言）	35 名
H27.7.29 市川市 文化会館	1 講演：「誰でもできる！発達障害の知識を用いた支援方法 ～未診断の子も含めて理解するには～」 講師：千葉県精神保健福祉センター 石川 真紀 2 事例検討（5 事例） （あらかじめ希望されていた受講者による事例紹介とフロアでの事例検討、及び講師による助言）	100 名
H27.8.3 千葉市 文化センター	1 講演：「誰でもできる！発達障害の知識を用いた支援方法 ～未診断の子も含めて理解するには～」 講師：千葉県精神保健福祉センター 石川 真紀 2 事例検討（2 事例） （あらかじめ希望されていた受講者による事例紹介とフロアでの事例検討、及び講師による助言）	71 名

(4) 思春期講演会

思春期・青年期のお子さんをお持ちの御家族や一般県民、教職員等、相談従事者等関係者を対象に、児童精神科医による講演会を開催した。

思春期における発達障害と不登校の支援についての講演とし、障害理解や思春期心性、不登校支援について理解を深める機会とした。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28. 2. 1 千葉市 文化センター	〔「精神保健福祉研修 担当者研修」と共催〕 講演：「ネットトラブル・ネットいじめ ～最新事例とその対処法～」 講師：全国Webカウンセリング協会 理事長 安川 雅史 氏	138 名

(5) 精神保健福祉ボランティア講座

精神保健福祉の知識と理解を深め生活支援のできる人材を育成することにより、精神障害者のくらしやすい地域づくりを目指して、平成4年度より精神保健福祉ボランティア講座を開催している。

各地域での養成講座を修了し、障害福祉サービス事業所等でボランティアを実践している方を対象に「精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座」を開催した。

また、現在活動中もしくは活動する意志のある精神保健福祉ボランティアを対象に「ボランティア研修会」を開催した。

ア 精神保健福祉ボランティア・フォローアップ講座

年月日・場所	内容・講師等	人数
H27.12.18 千葉県教育会館	講演 「現代を生きる - ストレスとその上手な対処法 - 」 講師 千葉大学 教育学部 養護教育講座 教授・精神科医 花澤 寿氏	27名
	講演 「ピアとりカバリー」 講師 もくせい舎・ゆい 施設長 眞嶋 栄氏	
H28.1.29 千葉県教育会館	講演 「思春期青年期の精神障害の対応」 講師 千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀	46名
	講演 ワーク「よりよい活動に向けて」 講師 心のボランティア・ちば 代表 黒田 知映 茂原市社会福祉協議会 地域福祉課 副主査(ボランティアコーディネーター) 岩村 善史氏	

イ 精神保健福祉ボランティア研修会

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28.3.9 千葉県教育会館	講演 「暮らしのなかの人権」 講師 目白大学人間学部人間福祉学科 教授 井上 牧子氏	20名

(6) 外国人精神障害者支援事業

ア 心の保健医療通訳ボランティア講座の実施

平成13年度に佐倉保健所(現印旛健康福祉センター)で開始された本事業が全県を視野に入れた形で平成17年度当センターに移管された。15、16年度で基礎講座を受講され、当センターへの名簿移管に同意された方を対象に17年度にはフォローアップ講座を実施した。

平成18年度より新規ボランティアの養成を視野に入れ、ボランティア講座を開催している。

年月日・場所	内容・講師等	人数
H28.1.13 千葉市 文化センター	講演 「精神科診療での通訳について」 講師 千葉県精神保健福祉センター 技監 林 偉明	25名
	模擬診察・体験談「通訳の実際」 講師 心の保健医療通訳ボランティア 胡 丁毅氏、藤井 明恵氏 通訳士 野島 明子氏	



### イ 心の保健医療通訳ボランティアへの依頼の調整

健康福祉センター（保健所）等において、外国人が精神科診療を受ける際に通訳が必要と認められた場合、当センターでは、心の保健医療通訳ボランティア講座を受講した方に医療通訳を依頼している。実際には措置診察等での診察に同席し通訳を実施することが多く、平成 21 年度には、各健康福祉センター（保健所）の担当職員が措置入院に関する業務を円滑に行うことができるよう、「措置入院決定のお知らせ」等の英語版資料を作成した。

多様な言語の依頼があり、当センターの名簿登録者で対応できない場合は、他の語学ボランティア組織と連携を取っている。

また、措置診察以外の依頼については、謝礼の規定がなく、その都度依頼者と協議し、交通費相応の費用負担を求めている。

通訳言語	依頼数	調整数
英語	4	4
中国語（北京語）	7	7
スペイン語	1	1

依頼元	依頼数
障害福祉課	1
保健所	11
精神科医療機関	0
その他機関	0

調整数には関係団体から協力を得られた分を含む

### （7）心の電話相談に関する事業

開設当初より相談業務の一環として電話相談を行ってきたが、年々件数は増加し、ニーズが高いことが伺える。そこでより一層の電話相談の充実を図ることと、各地域の心の電話相談員の育成を行うために平成 12 年度より「心の電話相談員育成講座」を開催している。

〔心の電話相談員育成講座〕

ア 目的（ア）各地域の心の電話相談員の育成

（イ）地域住民の精神的健康の保持及び精神障害者の生活支援のための人材育成

イ 対象 精神保健福祉に関する知識や理解を深め、今後電話相談に携われる方、もしくは心の電話相談に関心のある方で、次の条件のいずれかに当てはまり、原則として全講座受講できる方。20 名程度。

（ア）現在、精神保健福祉領域の諸活動（ボランティア含む）をされている方

（イ）精神保健福祉士、保健師、社会福祉士等の資格のある方

ウ 場所 原則として精神保健福祉センター

エ 内容 講義 16 回、実習 3 回

### 講義

年月日	内 容	講 師 等	人数
H27.8.26	オリエンテーション・自己紹介等 精神保健福祉センターと心の電話相談	センター長 岡田 眞一	21 名
	精神疾患について	技 監 林 偉明	20 名
H27.9.9	精神医学史	センター長 岡田 眞一	29 名
	精神疾患の援助 その 1 ～薬物療法に関して～	技 監 林 偉明	28 名
H27.9.16	精神疾患について	主 幹 石川 真紀	27 名
	薬物乱用問題を考える会 「薬物依存と家族 ～依存症からの回復とは～」	筑波学精神医学部医療系社会保健学 准教授 森田 展彰氏	26 名

H27.10.7	治療と相談支援の留意点	主 幹 石川 真紀	21名
	グループワーク	相談指導課	16名
H27.10.21	電話相談の実際、電話相談を経験して	相談指導課 上席精神保健福祉相談員伊藤 裕 枝 相談電話嘱託相談員 菊川 千津子・須田 江美	21名
H27.11.6	心の相談の実際	ちば心理教育研究所 常山 吾朗氏	16名
	話をきくということ	K T福祉研究所 所長 松藤 和生氏	16名
H27.11.13	心の相談の実際	ちば心理教育研究所 常山 吾朗氏	17名
	話しをきくということ	K T福祉研究所 所長 松藤 和生 氏	16名
H27.11.18	薬物乱用問題を考える会 「千葉ダルクの 回復プログラムの実際」	千葉ダルク 施設長 白川 雄一郎氏	12名
H27.12.3	地域精神保健福祉活動の実際	N P O 法人 コミュニティカフ ェ・れんげ&ラッキーハウス 理事長 齊藤 英子氏 臨床心理士 原島 あゆみ氏	12名
	グループワーク・修了式	相談指導課	12名

### 実習

年月日	場 所	内 容	人 数
H27. 9. 9 ~ 11. 18	精神保健福祉センター	電話相談同席聴取	14名
H27. 11.4 H27.12.2	君津（君津健康福祉センター）	うつ病体験者と家族の集い	3名
H27. 9.19	成田（成田市保健福祉会館）	成田街かど心の集い	2名
H27. 10.28 H27.12.16	松戸（松戸市民会館）	街かど心の集い 語りたいあなたと in 松戸	3名
H27.11.25	青葉の森芸術文化ホール	心の健康フェア	6名

### （ 8 ） 嘱託電話相談員研修

心の健康づくり推進事業の一環として嘱託電話相談員による「心の電話」相談を行っている。年々電話相談の件数が増加していることから平成 13 年 10 月 1 日より電話回線を 1 本増設し、2 本の心の電話を嘱託電話相談員 10 名が担当している。今年度も連絡会及び研修を行った。

年月日・場所	内 容	人数
H27.6.29 精神保健福祉セ ンター	(1) 業務連絡事項 (2) 事例検討（3 事例） アドバイザー 精神保健福祉センター長 岡田 真一	13名
H28. 3. 14 精神保健福祉セ ンター	(1) 業務連絡事項 (2) 「電話相談員の役割について」 ~ 対応についてのロールプレイ ~ 講師 ちば心理教育研究所 常山 吾朗氏	12名

## 2 実習・施設見学等

### (1) 学生実習

学校名	期間	内容
淑徳大学	H27.9.1～9.18	精神保健福祉援助実習
東京成徳大学	H27.9.1～9.18	精神保健福祉援助実習
順天堂大学	H27.9.1～9.18	精神保健福祉援助実習
聖徳大学	H27.9.1～9.18	精神保健福祉援助実習

### (2) 施設見学・実習

石岡市青少年相談員協議会の施設見学  
平成27年11月6日 23名

千葉大学教育学部附属教員養成開発センターより研究生の実習生1名  
平成27年9月1日から平成28年2月29日まで

千葉保護観察所 社会復帰調整官 実務実習プログラム 2名  
平成28年2月15日、2月16日

## 社会復帰促進事業

### 1 精神障害者社会適応訓練事業

昭和 57 年 11 月 20 日施行された本事業の中で、当センターは申込事業所及び対象者の調査と訓練委託後の指導を担当してきた。平成 12 年度から調査・指導等は各管轄保健所で行い、当センターは保健所への助言・指導及び情報提供の役割を担い、平成 14 年度からは、運営事務全般を当センターで行っている。

平成 24 年度から、精神保健福祉法の本事業に係る条文が削除され、「千葉県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱」に基づき行っている。平成 25 年度からは運営協議会を廃止し、当センター内で訓練適否を決定することとし、調査・指導についても障害者就業・生活支援センターへの委託により行っており、管轄保健所は申請受理と経由事務を行い、必要に応じて関係機関の調整を行うこととしている。

また、事業周知のため、当センターのホームページに「精神障害者社会適応訓練事業のご案内」のリーフレットを掲載している。

事業の経過（過去 5 年間）

区 分	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
訓 練 実 施 数	15	9	1	3	3
当初予算額（千円）	4,878	4,438	4,702	4,685	3,745

### 2 精神障害者職業リハビリテーション研修会

精神障害者の就労について支援者を対象に「精神障害者社会復帰促進事業における研修会」を実施した。

年 月 日	内 容	人数
H27.12.13 千葉県 青少年女性会館	<p>「ピアが支援者として働くことを考える ～ピアサポーターの職業可能性をめぐって～」</p> <p>(1) 行政説明「ピアサポーターの現状と国・県の動向 ～『千葉県精神障害者ピアサポート専門員研修』について～」 講師 千葉県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援班 班長 田村 大和</p> <p>(2) 実践報告 「実際に働いているピアの支援者及び雇用者による実践報告」 講師 ひだクリニック 院長 肥田 裕久氏 株式会社 MARS 藤井 純子氏、高橋 美久氏、 中田健士氏</p>	67 名

### 3 精神障害者地域活動支援事業所等研修会

昭和61年から作業所担当職員を対象とした研修会を実施してきたが、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度より、社会復帰促進事業として従来実施してきた社会復帰相談と小規模作業所研修会を1本化し、千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会との共催で、障害福祉サービス事業所等の職員を対象に研修会を実施している。

年 月 日	内 容	人数
H27.7.17 千葉市 ビジネス支援センター	講演 「当事者の支援を考える ～恋愛感情を持つ事例への関わりを通して～」 講師 ちば心理教育研究所 所長 光元 和恵氏	79名
H28.2.16 千葉県自治会館	講演 「WRAP を学ぼう ～支援者自身の支援の元気箱を作ってみよう～」 講師 地域活動支援センター はるえ野 所長 WRAP ファシリテータ 増川 ねてる氏	53名

### 4 精神障害者交流会(ブロック交流会)

県内の小規模作業所に通う方々が、地域で互いに意見を交わし交流を深めることにより、共に考え、互いを支援するための人的資源網(ネットワーク)を作ることを目的として、千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会に委託し実施した。

区 分	年 月 日	内 容	人数
南総地域 精神障害者交流会 (第1ブロック) 夷隅・安房・君津・市原健康福祉センター(保健所)、千葉市保健所管内	H27.11.9 とみうら 元気倶楽部	(1) 映画「人生ここにあり」上映 (2) 交流会(茶話会)	86名
東葛南部地域 精神障害者交流会 (第2ブロック) 習志野・市川健康福祉センター(保健所)、船橋市保健所管内	H27.12.11 千葉市文化センター		29名
東葛北部地域 精神障害者交流会 (第3ブロック) 松戸・野田健康福祉センター(保健所)、柏市保健所管内	H27.11.12 松戸市民会館		75名
東総地域 精神障害者交流会 (第4ブロック) 印旛・香取・海匝・山武・長生健康福祉センター(保健所)管内	H27.12.19 銚子市保健福祉センター すこやかなまなびの城		95名

## 広報普及活動

### 1 精神保健シリーズ

当センターの調査、研究などの報告や保健所等の外部機関の投稿などを掲載し、県内外の関係機関に配布している。第46号の内容は、下記のとおりである。

「早期医療つなぐサポート」事業の成果と課題

牧野 聡 他[千葉縣市川健康福祉センター]

「統合失調症発症から受診に至るまでの支援についての一考察」

石附 有紗 他[千葉県精神科医療センター]

「がん緩和ケアにおけるスピリチュアルケアのパースペクティブ」

安部 能成[千葉県立保健医療大学]

「勝浦市における認知症高齢者早期発見に向けての取り組み

～浦上式簡易スケールを用いたスクリーニング結果から見えた現状と課題」

高倉 美香 他[勝浦市地域包括支援センター]

「千葉県における危険ドラッグ試験検査について」

高橋 和長 他[千葉県衛生研究所]

「アルコール事業の考察と課題」

酒井 めぐみ 他[柏市保健所]

「いすみ市内小・中学校における発達障害に関する調査

及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践の検証」

小川 孝治 他[いすみ市立大原小学校]

「思春期事例研修会アンケートによる摂食障害対応の現状」

石川 真紀 他[千葉県精神保健福祉センター]

### 2 広報媒体貸出状況

精神保健福祉に関する正しい知識の普及を図るため、ビデオ・DVD・16mmフィルム・CD-ROM・パネル等の貸出を行っている。

	医療機関	学 校	保健所	市町村	その他
ビデオ・DVD(本)	0	9	1	0	5
パネ ル、その他	-	-	-	-	-

### 3 資料配付状況

センター見学者、研修会等の参加者、及び各関係機関に対し、センター案内・各種リーフレットや精神保健シリーズ等を配布した。依頼に応じバックナンバーの郵送も行った。年報は今年度から当センターホームページに掲載し、印刷は見学者等への配布用のみとした。

区 分	医療機関	学 校	保健所	市町村	その他
セ ン タ ー 案 内	0	11	1	100	139
精 神 保 健 シ リ ー ズ	138	26	17	95	201
年 報	-	3	1	-	6
リ ー フ レ ッ ト	101	110	133	101	212
そ の 他	0	0	2	0	6

#### 4 心の健康フェア

昭和 56 年の国際障害者年を契機に、千葉県の委託により、千葉県精神保健福祉協議会（平成 20 年 7 月より特定非営利活動法人）が行っている事業である。

当センターは広報普及活動の一環として開催に協力援助している。

年月日・場所	開催内容	人数
H27. 11. 25 青葉の森公園 芸術文化ホール	心の健康フェア 2015 in ちば テーマ：「あなたらしく 私らしく」 作品展示：33 団体 心の健康相談：相談 15 件 / メンタルヘルスチェック 13 件 表彰式：千葉県精神保健福祉事業功労者知事表彰 千葉県精神保健福祉事業功労者健康福祉部長表彰 千葉県精神保健福祉協議会長表彰 解 説 「統合失調症について」 講 師 石川 真紀 講 演 「統合失調症がやってきた」 講 師 松本ハウス 当事者からのメッセージ「私の[自分らしさ]イチ押しメッセージ」	965名

#### 5 心の健康巡回教室

心の健康づくり推進事業の一環として、一般市民の心の健康について啓発を図ることを目的に心の健康巡回教室を開催している。

年月日	主催及び後援団体	内 容	人数
H27. 10. 12 千葉県南総 文化ホール	主催： 社会福祉法人三芳野会 ばんぱーはうす 精神障害者家族会なの花会 田村病院・館山病院・三芳病院 東条メンタルホスピタル 亀田総合病院 館山メンタルクリニック 館山市・鴨川市・南房総市 鋸南町・安房健康福祉センター （安房保健所） 企画・運営： 安房地域「心の健康のつどい」 実行委員会	心の健康のつどい ・展示・販売コーナー ・相談コーナー ・アルコール体質判定テスト ・心の健康チェックコーナー ・お楽しみくじ抽選会 開会セレモニー 講演：「笑いとともに『統合失調症がやってきた』」 講師：松本ハウス	496 名

#### 6 心のふれあいフェスティバル

平成2年度より千葉県・千葉市の委託により、千葉県精神保健福祉協議会（平成20年7月より特定非営利活動法人）が行っている事業である。当センターは広報普及活動の一環として開催に協力援助している。

年月日・場所	内 容	人数
H27. 5. 13 千葉市文化センター 千葉市中央公園	作品展示：55 団体 演芸大会：11 団体 青空パフォーマンズ 14 団体 心のよろず相談：6 件 メンタルヘルスチェック：33 件	1,132名

## 7 精神障害者のスポーツについて

### (1) 平成 27 年度千葉県障害者スポーツ大会 ソフトバレーボール競技

#### 平成 27 年度千葉市精神障害者ソフトバレーボール大会

当センターは、広報普及活動の一環として平成 14 年度から開催に協力援助している。本大会は千葉県大会と千葉市大会を同日開催で実施している。また、千葉県大会は、参加チーム数が増加したため 22 年度より 2 部制とし、1 部は県・市の代表選考トーナメント戦、2 部は交流を目的としたトーナメント戦と交流試合を行っている。

なお、千葉県大会主催は千葉県、(一社)千葉県障がい者スポーツ協会、NPO 法人千葉県精神保健福祉協議会であり、千葉市大会主催は千葉市、NPO 法人千葉県精神保健福祉協議会である。

年月日・場所	内 容	人 数
H27.9.30 千葉ポートアリーナ	参加チーム 千葉県大会 1 部 : 6 チーム 千葉県大会 2 部 : 10 チーム 千葉市大会 : 4 チーム 試合数 : 22 試合	選手・チーム役員 224 名 一般応援 118 名 ボランティア 46 名 大会役員 47 名 合 計 435 名

### (2) 精神障害者と小学生のソフトバレーボール親善大会

蘇我スポーツクラブ親善大会推進実行委員会が主催し、平成 22 年度から開催している親善大会。小学生が、競技を通じて精神障害者と交流することや障害への理解を促すことを目的としている。本大会の特徴は、開閉会式から競技の運営まで、すべて小学生が担っている点である。試合方法は、3 ブロックで予選を行い、各ブロックの同順位チームで更にトーナメント戦を行い、順位を決定している。

当センターは開催への協力をしており、平成 27 年度は、事前資料の障害者チームへの配布や当日の職員派遣(1名)を行った。

実施日 H27 年 8 月 21 日

会場 千葉ポートアリーナ

参加チーム数 障害者 : 5 チーム、小学生 5 チーム



## 8 薬物関連問題相談事業

近年、中学・高校・大学生等の覚せい剤や大麻を中心とした、薬物乱用・依存問題が深刻な状況となっている。

このため、平成 12 年度から薬物乱用防止対策の一環として、精神保健福祉センターにおいて薬物関連問題に関する医学的知識の普及、相談指導等を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰を促進し、薬物乱用防止の徹底を図ることを目的に本事業を実施している。

[平成 27 年度事業実績]

### (1) 関係機関会議

保健・医療・福祉・司法・行政・教育等の関係機関及び自助団体（ダルク・家族会）等による関係機関会議を開催した。

実績：開催回数 年 1 回

関係機関・関係団体 23 機関・団体 延べ 30 名出席(当センター含む)

### (2) 専門相談（予約制）

薬物回復施設職員による定例の薬物関連問題に関する相談を実施。

実績：43 回 延べ 86 名

### (3) 「薬物乱用問題を考える会」の開催

#### 第 1 部 講習会

開催日時：毎月第 3 水曜日 午後 1 時 30 分～3 時 00 分（原則）

開催場所：千葉県がんセンター 研修室

対象：家族、本人、一般市民、司法・保健医療・福祉・行政・教育等の関係者

開催回数：11 回

参加人数：延べ 469 名

平成27年度「薬物乱用問題を考える会」第一部講習会実施状況

年月日	内 容	講 師	人数
H27.4.15	刑事裁判を活用して薬物問題から脱却させる方法 ～逮捕されたときこそ回復のチャンス～	アジア太平洋地域アディクション研究所 事務局長 尾田 真言氏	24
5.20	依存症と借金問題 ～支援者から家族・本人への伝え方～	NPO法人ワンデーポート 理事長 稲村 厚氏	29
6.17	女性の依存症 その理由と回復とは ～わたしたちは、なぜさみしいのか～	ダルク女性ハウス 施設長 上岡 陽江氏	53
7.15	矯正施設の新しい薬物プログラムの開発 ～喜連川社会復帰促進センターの取り組みから～	小学館集英社プロダクション矯正教育企画事業部 企画課 プログラム指導マネージャー 堀口忠利氏	34
8.19	処方薬依存症の理解と治療	横浜市立大学附属病院 児童精神科 助教 青山 久美氏	42
9.16	薬物依存と家族 ～依存症からの回復とは～	筑波大学医学医療系社会精神保健学 助教授 森田 展彰氏	72
11.18	千葉ダルクで実施している回復プログラムの実際 ・沖縄太鼓（エイサー）の演舞	千葉ダルク施設長 白川 雄一郎氏	52
12.16	さまざまな生活トラブル・問題等を利用した回復支援アプローチ	高橋洋平法律事務所 弁護士 高橋 洋平氏	37
H28.1.20	薬物の問題を抱える本人と家族との適切なコミュニケーションとは？	NPO法人アパリア リーガル・ソーシャルワーカー 志立 玲子氏	39
2.17	女性の依存症 ～摂食障害～	千葉保護観察所 統括保護観察官 松川 正徳氏	41
3.16	実践CRAFT	千葉県精神保健福祉センター 技監 林 偉明	41

第2部 家族ミ - ティング

開催日時：毎月第3水曜日 午後3時15分～4時30分（原則）

開催場所：千葉県精神保健福祉センター内

対 象：家族（担当者がファシリテーターとして参加）

開催回数：11回

参加人数：延 149名

(4) 関係機関に対する研修と技術支援

ア 薬物関連問題研修会

日 時：平成28年3月11日(金)午後6時半から午後9時  
場 所：市原市五井会館ホール  
対 象：精神保健福祉担当者(健康福祉センター、市町村等)  
内 容：講演「薬物等依存症のある親の抱える子育て困難に対する支援  
世代間連鎖を防ぐために」  
講師 筑波大学 準教授 森田 展彰氏  
参加人数：29名

イ 薬物依存症家族講演会

日 時：平成28年2月19日(金)午後1時45分から午後4時半  
場 所：千葉市文化センター  
内 容：1 講演「薬物依存症と家族～家族からのメッセージ」  
講師 千葉菜の花家族会会長  
2 講演「依存症者を持つ家族の課題～共依存について深く知ろう～」  
講師 原宿カウンセリングセンター 所長 信田 さよ子氏  
参加人数：71名

ウ 薬物乱用防止指導員への研修

安房健康福祉センター 平成27年5月25日 17名  
長生健康福祉センター 平成27年5月29日 17名  
薬務課指導員講習会 平成27年11月10日 約100名 技監が講師  
夷隅健康福祉センター 平成28年2月10日 20名 技監が講師

エ 薬物乱用防止教室

松戸市立旭町中学校 平成27年7月10日 344名  
県立東金高校 平成27年11月11日 768名  
県立幕張総合高校 平成28年3月17日 773名 千葉菜の花家族会講師協力

オ その他「薬物乱用」に関する講演

千葉県青少年協会主催公開研究会 平成27年7月4日 74名  
千葉県青少年協会主催公開研究会 平成27年12月19日 74名  
銚子地区保護司会 平成28年2月15日

(5) 啓発等資料の作成、配布

当センターホームページに薬物乱用問題を考える会(講習会プログラム)等、薬物関連問題に関する情報を掲載。家族及び関係者等にリーフレット「薬物依存と家族」を配布した。

## 相談・診療業務

### 1 診療・相談

#### (1) 月別相談診療件数

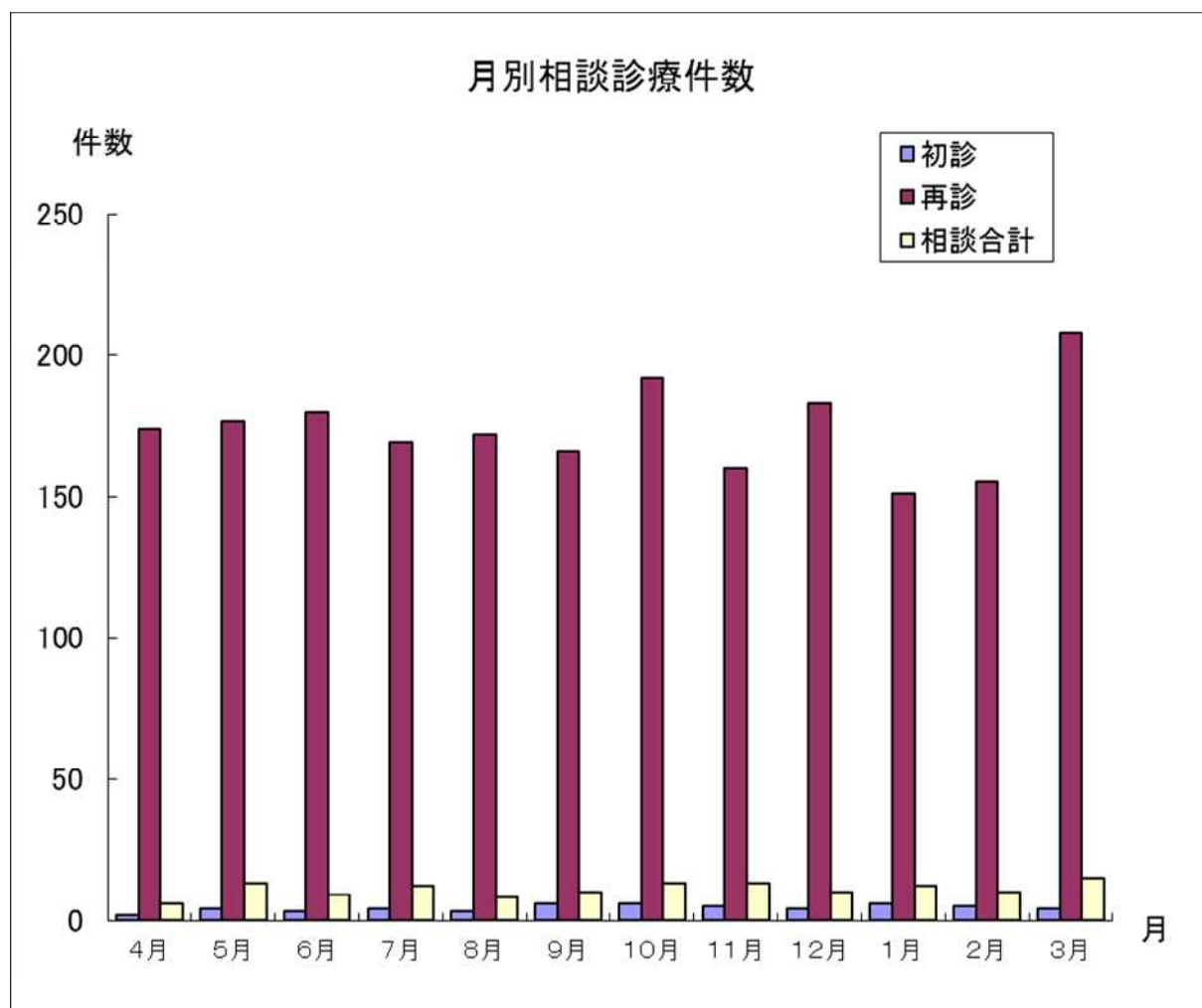
	月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
診療	初診	2	4	3	4	3	6	6	5	4	6	5	4	52
	再診	174	177	180	169	172	166	192	160	183	151	155	208	2,087
	計	176	181	183	173	175	172	198	165	187	157	160	212	2,139
相談	相談のみ	2	7	2	6	5	5	6	8	7	7	5	6	66
	相談及び診療	4	6	7	6	3	5	7	5	3	5	5	9	65
	計	6	13	9	12	8	10	13	13	10	12	10	15	131

初診・再診は、医師のみで実施

再診はデイケアを含まない

相談並立初診・再診は、医師、精神保健福祉相談員、保健師等で実施

相談は、医師、精神保健福祉相談員、保健師等で実施



(2) 27年度新規来所者の年齢（年齢は平成27年4月1日現在）

	0～11才	12～17才	18～39才	40～64才	65才以上	計
男	3	5	26	13	3	50
女	1	1	9	12	2	25
計	4	6	35	25	5	75

(3) 27年度新規来所者の住所（保健所・地域保健センター管轄別実件数）

	習志野	市川	松戸	柏	野田	印旛	香取	海匝	(八日市場)	山武	長生	夷隅	(鴨川)	安房	木更津	市原	千葉市	船橋市	県外	計
男	4	1	2	0	0	6	3	0	1	3	2	0	0	0	1	4	18	4	1	50
女	1	1	2	1	0	3	0	1	0	0	1	0	2	0	1	3	6	3	0	25
計	5	2	4	1	0	9	3	1	1	3	3	0	2	0	2	7	24	7	1	75

(4) 初回来所者（新来のみ）

来所者	本人のみ	家族のみ	その他	本人と家族	本人とその他	家族とその他	本人と家族とその他	計
実件数	31	15	0	23	5	0	1	75

本人の来所率 80.0%、家族等のみの来所率 20.0%

(5) 来所経路（新来のみ）

経路	医療機関	県健康福祉センター	千葉市機関	県内市町村	県内公的機関	県内相談機関	福祉施設	教育関係機関	広報媒体	家族・知人の紹介	他県機関	その他	既知	計
実件数	13	6	1	1	8	2	0	20	10	0	13	1	75	

(6) 来所の理由（新来のみ、重複あり）

理由	件数	理由	件数	
病気にかかわる相談	27	薬物関連	覚醒剤の問題	15
社会復帰に関する相談	0		有機溶剤の問題	0
思春期の相談（中高生）	3		大麻の問題	2
心の健康づくりに関する相談	3		17 その他の問題	7
アルコールの問題	0	0 その他		4
老年期の問題（65歳以上）	0	97 総合計		75
当センターへのデイケア入所希望	14			

## ( 7 A ) 来所者の主診断別実件数 ( 相談のみを除く )

診 断 別 ( I C D - 10 分類 )	新 規 来 所 ケ ー ス	再 来 ケ ー ス	計
1 認知症 ( F 00 F 01 F 02 F 03 )	0	6	6
2 他の症状性を含む器質性精神障害 ( F 04 F 05 F 06 F 07 F 09 )	3	3	6
3 アルコール使用による精神および行動の障害 ( F 10 )	0	0	0
4 覚醒剤使用による精神および行動の障害 ( F 15 )	1	2	3
5 揮発性溶剤使用による精神および行動の障害 ( F 18 )	0	0	0
6 他の薬物使用による精神および行動の障害 ( F 11 F 12 F 13 F 14 F 16 F 17 F 19 F 55 )	1	1	2
7 統合失調症及び妄想性障害 ( F 20 F 21 F 22 F 23 F 24 F 25 F 28 F 29 )	1	66	67
8 躁病及び双極性感情障害 ( F 30 F 31 F 34.1 )	1	14	15
9 うつ病性障害 ( F 32 F 33 F 34 F 38 F 39 )	11	36	47
10 神経症性障害、ストレス関連性障害及び身体表現性障害 ( F 40 F 41 F 42 F 43 F 44 F 45 F 48 )	19	56	75
11 摂食障害及び身体的要因に関連した行動症候群 ( F 55 除く ) ( F 50 F 51 F 52 F 53 F 54 F 59 )	0	5	5
12 成人の人格及び行動の障害 ( F 60 F 61 F 62 F 63 F 64 F 65 F 66 F 68 F 69 )	0	3	3
13 精神遅滞 ( F 70 F 71 F 72 F 73 F 78 F 79 )	1	2	3
14 心理的発達障害 ( F 80 F 81 F 82 F 83 F 84 F 88 F 89 )	5	3	8
15 小児期青年期の行動および情緒障害 ( F 90 F 91 F 92 F 93 F 94 F 95 F 98 )	1	4	5
16 てんかん ( G 40 G 41 )	0	13	13
17 その他 ( F 99 他 )	0	0	0
計	44	214	258

( 7 B ) 新規来所ケースの診断別・年齢階層別実件数

診断	5～17才		18～39才		40～64才		65才以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
1									0
2			1			1		1	3
3									0
4			1						1
5									0
6			1						1
7						1			1
8						1			1
9			3	2	4	2			11
10	6	2	4	2	3	2			19
11									0
12									0
13			1						1
14	1		4						5
15			1						1
16									0
17									0
計	7	2	16	4	7	7	0	1	44

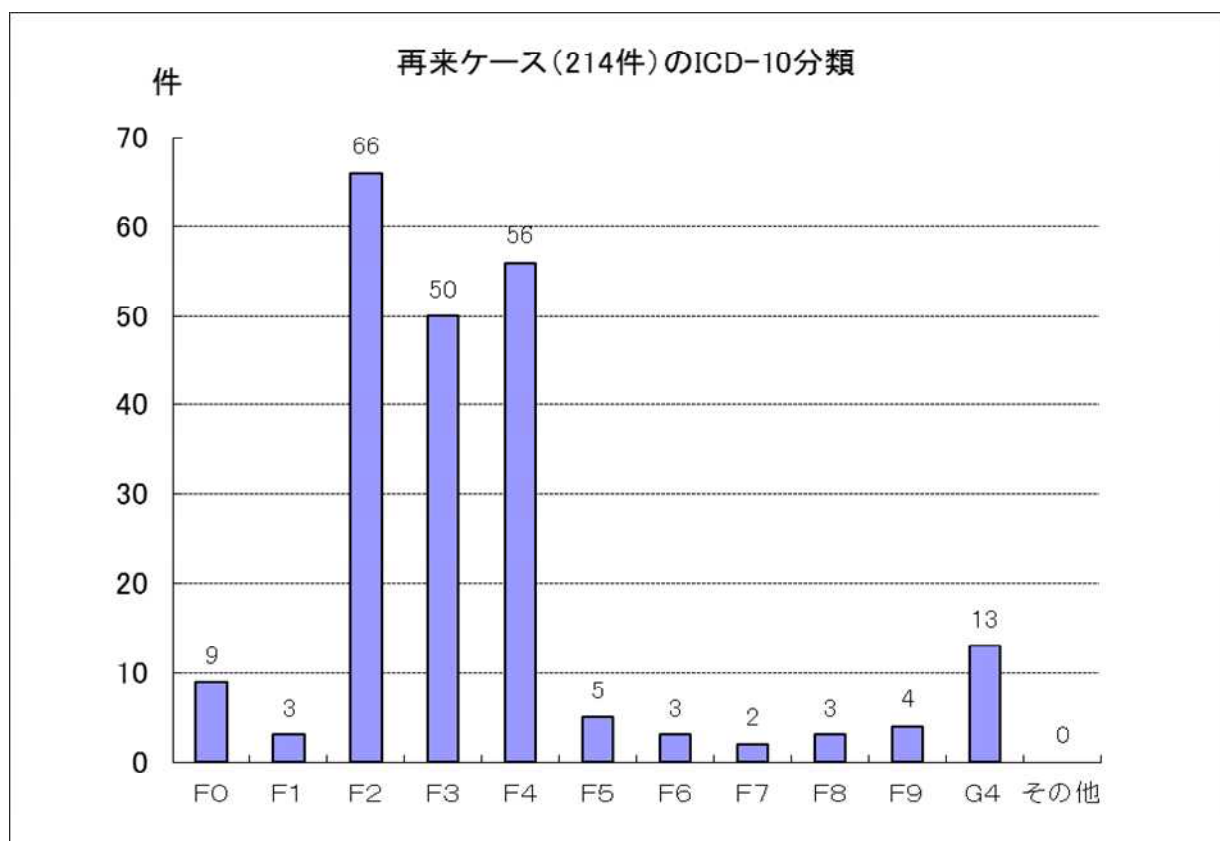
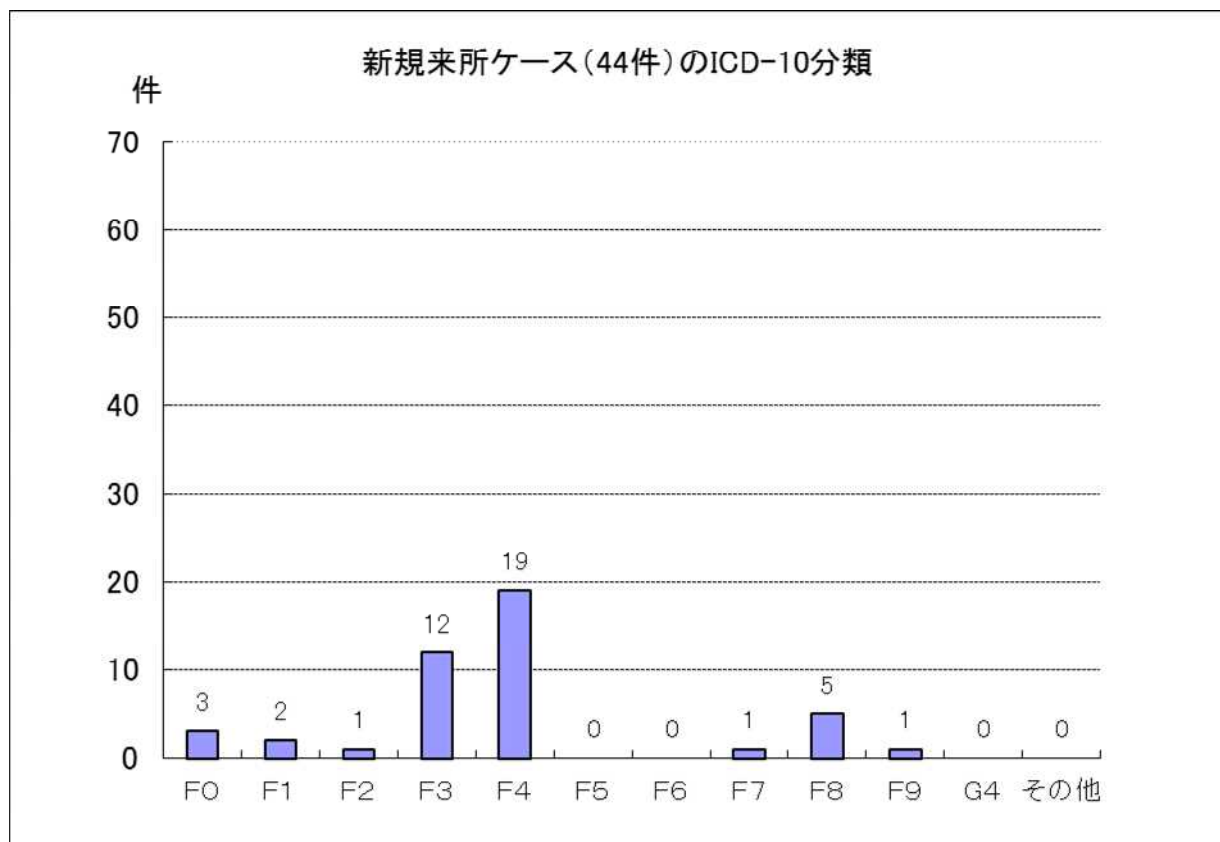
5歳未満の受診者なし

( 7 C ) 再来ケースの診断別・年齢階層別実件数

診断	7～17才		18～39才		40～64才		65才以上		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	
1					1		1	4	6
2						2		1	3
3									0
4					2				2
5									0
6						1			1
7			9	2	26	14	4	11	66
8	1		2	1	4	2	2	2	14
9	1		7	2	5	6	3	12	36
10		5	8	9	9	8	6	11	56
11					2	1	1	1	5
12					2	1			3
13					1	1			2
14			1	1	1				3
15		1			3				4
16			2		4	4	2	1	13
17									0
計	2	6	29	15	60	40	19	43	214

7歳未満の受診者なし

(7D) 27年度来所ケースのICD-10分類別実件数





( 8 ) 臨床検査

検査別	延件数(件)	計(件)
尿検査	15	118
その他の臨床検査	103	

( 9 ) 心理検査

県内の成人の発達障害者に対応できる精神科医療資源に乏しいため、診療部門の知能検査等を行っている。また、デイケア通所者へのストレスコーピング関連等の検査も行っている。  
実施状況

月	診療部門	デイケア部門	
		検査	結果報告
4	3	0	0
5	1	1	2
6	1	1	2
7	2	1	0
8	1	2	1
9	0	1	0
10	2	0	2
11	1	2	0
12	1	2	0
1	0	0	1
2	2	0	2
3	1	2	1
計	15	12	11

この他にひきこもり地域支援センターカンファレンスへの助言者として2回出席、うつ病復職支援プログラムへ7回参加。

( 10 ) 投薬状況

月	処方箋枚数(枚)	調剤件数(件)
4	129	344
5	136	373
6	137	359
7	125	319
8	128	319
9	123	322
10	148	384
11	124	315
12	143	343
1	111	302
2	117	302
3	149	382
計	1570	4064

27年度の処方箋枚数は、総数 1570 枚、月平均 131 枚。

調剤件数は、4064 件、月平均 339 件だった。

(ただし、処方箋枚数、調剤件数の総数は、精神科以外の処方箋を含んでいる。)

## (11) 単独相談の相談内容

相談内容	実人数		延べ人数	
		(再掲) 自殺関連 の問題		(再掲) 自殺関連 の問題
病的な症状に関する相談	12	0	12	0
治療や処方薬に関する相談	0	0	0	0
社会復帰、社会参加に関する相談	4	0	9	0
福祉に関する相談(障害年金、医療費、手帳、生活保護等)	1	0	1	0
不登校(思春期)	0	0	0	0
摂食障害(思春期)	0	0	0	0
ひきこもり(思春期)	2	0	2	0
問題行動(自傷行為、家庭内暴力、反社会的行動)(思春期)	2	0	19	0
その他(思春期)	2	0	2	0
対人関係(職場、地域、家庭など)	2	0	4	0
性に関する問題	1	0	1	0
ひきこもり	0	0	0	0
その他	1	0	1	0
うつ・うつ状態の問題	0	0	0	0
アルコールによる諸問題	0	0	0	0
覚せい剤	14	0	15	0
有機溶剤	0	0	0	0
大麻	1	0	1	0
その他の薬物	7	0	7	0
認知症	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
センターのデイ・ケア入所希望	13	0	13	0
乳幼児及び児童期の精神身体的発達上の問題	0	0	0	0
日常生活	1	0	3	0
上記のいずれにも属さないもの	1	0	1	0
計	64	0	91	0

来所面接相談のみの相談件数。予約外の来所面接件数も含む。

## 2 電話相談

### (1) 新規電話相談

平成13年10月1日より3本の相談専用電話(043-263-3893)により、当センタ - 職員と嘱託相談員が対応している。受付時間：AM9：00～PM6：30

#### ア 月別件数

月	件数	17時以降
4	597	104
5	531	95
6	597	117
7	554	95
8	511	83
9	517	90
10	501	85
11	478	84
12	441	67
1	424	75
2	475	82
3	514	83
計	6140	1060

#### イ-1 相談対象者の性別内訳

性別	件数	%
男	2093	34.1%
女	3979	64.8%
不明	68	1.1%
計	6140	100.0%

#### イ-2 相談申込者の性別内訳

性別	件数	%
男	1726	28.1%
女	4374	71.2%
不明	40	0.7%
計	6140	100.0%

#### ウ-1 相談申込者の年齢別件数

年齢(歳代)	件数	%
0	0	0.0%
10	104	1.7%
20	285	4.6%
30	954	15.5%
40	1,914	31.2%
50	978	15.9%
60	755	12.3%
70	107	1.7%
80	9	0.1%
90	0	0.0%
不明	1034	16.8%
計	6140	100.0%

#### エ 相談申し込み者の保健所管内別件数

保健所管内	件数	%
習志野保健所	470	7.7%
市川保健所	486	7.9%
松戸保健所	433	7.1%
野田保健所	163	2.7%
印旛保健所	645	10.5%
香取保健所	248	4.0%
海匝保健所	49	0.8%
山武保健所	227	3.7%
長生保健所	88	1.4%
夷隅保健所	32	0.5%
安房保健所	30	0.5%
君津保健所	120	2.0%
市原保健所	106	1.7%
船橋市保健所	625	10.2%
柏市保健所	492	8.0%
千葉市保健所	488	7.9%
県内	723	11.8%
県外	356	5.8%
不明	359	5.8%
計	6,140	100.0%

#### ウ-2 相談対象者の年齢別件数

年齢(歳代)	件数	%
0	20	0.3%
10	271	4.4%
20	419	6.8%
30	1,037	16.9%
40	1,850	30.1%
50	877	14.3%
60	712	11.6%
70	96	1.6%
80	20	0.3%
90	2	0.0%
不明	836	13.6%
計	6,140	100.0%

オ 経路別問題件数

区 分	件数	%
医療機関	87	1.4%
県保健所	35	0.6%
千葉市機関	23	0.4%
県内市町村	76	1.2%
県内公的機関	94	1.5%
県内相談機関・福祉施設	105	1.7%
教育関係機関	16	0.3%
広報媒体 (インターネット・新聞・書籍等)	1120	18.2%
家族・知人の紹介	93	1.5%
他県機関	31	0.5%
その他	85	1.4%
既知	4,057	66.1%
不明	318	5.2%
計	6140	100.0%

カ-2 問題別件数の再掲

区 分	件数	%
うつ・うつ状態	1014	16.9%
ひきこもりの問題	112	1.8%
発達障害の問題	208	3.3%
自殺関連の問題	357	5.8%
犯罪被害の問題	32	0.5%
ギャンブルの問題	100	1.6%

キ 処遇別件数

区 分	件数	%
助言のみ	5,065	82.5%
他機関紹介	955	15.6%
再電話	14	0.2%
来所予約	16	0.3%
その他	90	1.5%
不明	0	0.0%
計	6,140	100.0%

ク 所要時間

区 分	件数	%
10分以内	1,388	22.6%
11～30分以内	3,111	50.7%
31～60分以内	1,393	22.7%
61分以上	248	4.0%
不明	0	0.0%
計	6,140	100.0%

カ-1 問題別件数

区 分	件数	%
病的な症状に関する相談	838	19.2%
治療や処方薬に関する相談	623	10.2%
社会復帰、社会参加に関する相談	258	5.4%
福祉に関する相談（障害年金、医療費、手帳、生活保護等）	97	1.2%
不登校	33	0.3%
摂食障害	2	0.1%
ひきこもり	11	0.2%
問題行動（自傷行為、家庭内暴力、反社会的行動）	25	0.4%
その他、思春期の相談	39	0.8%
対人関係 (職場、地域、家庭など)	1,661	22.2%
性に関する問題	43	0.2%
ひきこもり（18歳以上）	29	0.5%
その他、心の健康づくりに関する相談	230	3.8%
アルコールによる諸問題	61	1.0%
覚せい剤	10	0.2%
有機溶剤	2	0.0%
大麻	5	0.1%
その他の薬物	16	0.2%
認知症	7	0.1%
その他、老人（65歳以上）の問題	24	0.4%
センターのデイ・ケア入所希望	1	0.0%
乳幼児及び児童期の精神身体的発達上の問題	18	0.3%
日常生活	1,667	27.1%
上記のいずれにも属さないもの	440	7.2%
不明	0	0.0%
計	6,140	100.0%

(2) 継続電話相談

センターの職員が継続して相談を行っている方からの電話相談の件数である。

性別	件数	相談者	件数	相談内容	件数	
男	98	本人 家族 その他 不明	135	病	62	
女	145		老	79	人	51
不	1		社	30	会	10
			不	0	復	14
				ア	5	
				ル	53	
				コ	3	
				ー	46	
				物	0	
				薬		
				思		
				春		
				の		
				健		
				康		
				の		
				他		
				明		
計	244	計	244	計	244	

相談内容(再掲)	件数
引きこもり	3
自殺関連	2
犯罪被害	2
発達障害	10
うつ・うつ状態	32
ギャンブル問題	5

### 3 デイ・ケア活動

昭和 45 年から統合失調症を中心とする従来の精神科デイ・ケアを実施してきたが、地域の医療デイ・ケアや社会復帰施設の充実により、利用者数が減少したため、平成 22 年度から徐々に活動を縮小し、平成 24 年 9 月末に従来の精神科デイ・ケアを閉鎖した。また、近年問題となっていた、うつ病等メンタルヘルス問題による休職者の増加、再発・再休職を繰り返している問題に対して復職の支援を実施する施設が、県内に偏在していることから、平成 22 年 10 月「うつ病復職支援プログラム」を開設し、現在に至っている。

千葉市内にリワーク施設が増え、H26 年度は当センターへの利用希望者が減少したが、27 年度は見学希望者が増大し、利用者数は多くはないが一定の人数で推移している。うつ病の診断ではあるが、双極傾向や発達障害の傾向を持つ者が増えており、単純なうつ病への復職支援だけでは、復職準備が整わないケースが増えている。また、リワークの利用を復職の条件とされるケースが半数みられた。

#### (1) 概要

ア 目的 うつ病等メンタルヘルス上の問題による休職者に対し、プログラムや個別支援をとおり、円滑な復職ができるよう支援を行う。また、実施経験や得られた技術は、研修の受け入れや学会等で報告、広報し、うつ病の復職支援の啓発に努め、県内の復職支援施設の拡充を図る。

イ 入所の条件 以下全ての条件に該当する者

- ・県内在住または在勤であること
- ・うつ病等のメンタルヘルス問題による休職者であること（離職者は除く）  
除外疾患あり
- ・主として精神科通院治療を受けており、主治医の承諾があること
- ・週 2 日の通所ができるまで回復していること
- ・利用規約に同意しうること  
デイ・ケア利用にあたって主治医の変更は不要

ウ 実施日時

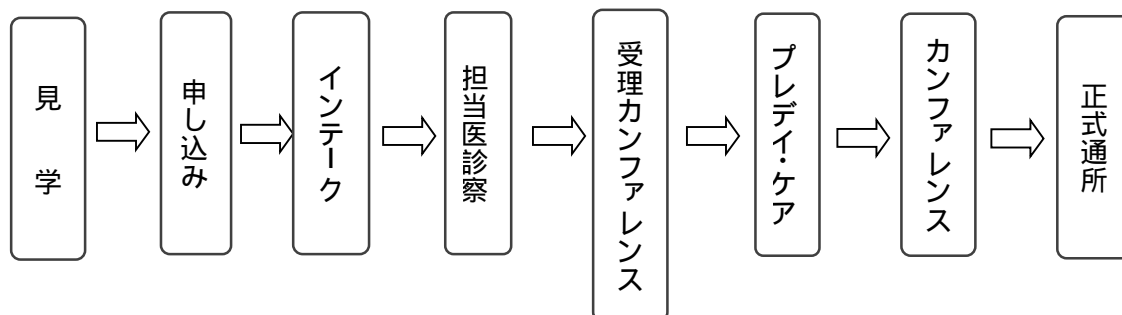
- ・週 4 日（月・火・木・金曜日）
- ・時 間：午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分まで  
原則として、精神科デイ・ケアで実施するが、産業医の面談等の理由により半日欠席する場合は、精神科ショート・ケアの利用を可とする。

エ 期 間

- ・プレデイ・ケア：2 週間
- ・正式通所：・3 ヶ月を期限とする。
- ・延長利用：必要と認められる理由がある場合は、スタッフ協議により 3 ヶ月延長可。
- ・リハ出勤決定後の利用：リハ出勤、リハ出勤開始までの期間がある場合は、スタッフ協議により、3 ヶ月間まで利用を可とする。

オ 定 員 15 名

カ 正式通所までのプロセス



(2) 週間プログラム

	月	火	木	金
9:30	出席確認			
9:45~10:00	ストレッチ・ミーティング			
10:00~12:00	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム	個別プログラム
12:00~13:15	昼休み			
13:15~15:00	個別プログラム	TAMEKATSU	TAMEKATSU	認知行動療法
15:15~15:30	ミーティング			

TAMEKATSU：復職のためになる活動（講義・テーマトーク・ヨガ・太極拳・作業活動）を実施。

(3) 登録者状況

ア 月別登録者状況

登録者数は22名

月別の登録者数および新規・退所者数は以下のとおりである。

月	登録者数	新規	退所
4	5	0	0
5	6	1	1
6	6	1	1
7	7	2	0
8	8	1	1
9	9(1)	2(1)	3
10	7	1	0
11	10	3	5
12	6(1)	1(1)	0
1	7	1	2
2	8(2)	3(2)	2
3	6	1	1
計	22(4)	17(4)	16

( ) 再利用者は再掲

イ 性別

性別	人数	%
男	15	68
女	7	32
計	22	100

ウ 年齢構成

登録者の平均年齢は40歳である。

年齢(歳代)	人数	%
20	5	23
30	6	27
40	7	32
50	4	18
計	22	100

エ 診断別 (ICD - 10)

診断	人数	%
F3 うつ病	14	78
気分障害 双極性	3	
F4 神経症性障害他	5	22
計	22	100

オ 保健所管内別件数

保健所管内	人数	%
習志野保健所	2	9
市川保健所	0	0
松戸保健所	1	4.5
野田保健所	0	0
印旛保健所	1	4.5
香取保健所	0	0
海匝保健所	0	0
山武保健所	1	4.5
長生保健所	2	9
夷隅保健所	0	0
安房保健所	0	0
君津保健所	2	9
市原保健所	3	14
船橋市保健所	0	0
柏市保健所	0	0
千葉市保健所	10	45.5
計	22	100

カ 経路別 (27年度新規登録者13名。 再利用による新規登録者を除く)

	人数	%
医療機関(主治医)	4	31%
職場・産業医	7	54%
ホームページ	2	15%
計	13	100%

(4) 実施状況

ア 月別参加状況

月	実施日数	DC 延べ人数	SC 延べ人数	参加実数	一日平均
4	17	59	3	5	3.6
5	15	61	1	6	4.1
6	18	85	1	6	4.8
7	17	79	4	7	4.9
8	17	54	17	8	4.2
9	15	64	7	8	4.7
10	17	69	8	7	4.5
11	17	55	13	10	4.0
12	16	60	3	6	3.9
1	15	63	2	7	4.3
2	16	67	2	8	4.3
3	17	76	1	7	4.5
計	197	792	62	17	4.3

DC：デイ・ケア、SC：ショートケア

イ 転帰（27年度退所者16名中）

区 分	人数	%
復職	6	37
リハビリ出勤	2	13
保留（復職見込み）	1	6
中断	5	31
期間満了	2	13
他リワーク	0	0
計	16	100

中断は、利用規約の規定による欠席日数の超過、無断欠席により退所となった者3名を含んでいる。

ウ 個別相談件数

分類		件数
面接相談	本人	184
	職場	4
電話相談		67

エ 復職準備性の評価報告

通所3ヶ月を終えた者を対象に、復職準備性を評価する「復職支援プログラム評価表」を作成している。なお、復職支援プログラム評価表は、当センター独自で作成したものである。

評価表は、本人同意を得て主治医に提出している。また、職場から希望があれば、本人の同意を得て産業医や所属長宛に提出している。平成27年度の提出件数は18件であった。



(4) センター家族会(にとな会)

センター外来通所者等の家族が、自主的に運営している。隔月1回の定例会では勉強会や家族間の話し合いが持たれる。また、機関紙「にとな会だより」を年6回発行している。平成28年3月31日現在の会員数は23名で、平成27年度の活動内容は次のとおりであった。

平成27年度 にとな会活動報告 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

H27.5.20	会員総会	平成27年度会員総会・勉強会 助言：千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀
7.8	定例会	勉強会 助言：千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀
9.9	定例会	勉強会「バンクーバーの保健福祉について」 講師：千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀
11.11	定例会	勉強会 助言：千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀
H28.1.13	新年会	
3.9	役員会 定例会	勉強会「発達障害について」 講師：千葉県精神保健福祉センター 主幹 石川 真紀

## 審査課業務

### 1 精神医療審査会の状況

本県の精神医療審査会は、医療委員 11 名、法律家委員 4 名、有識者委員 5 名の計 20 名の委員構成で 4 合議体制をもって、医療保護入院届及び定期病状報告書の審査、さらに退院及び処遇改善に関する請求の審査を行っている。平成 27 年度は合議体を 48 回、全体会を 1 回開催した。

#### (1) 審査状況

(平成 27 年度)

区 分	届 出 等 の 件 数	審 査 件 数	審 査 結 果					取 下	退 院 等 審 査 要 件 の 消 失	審 査 中	未 審 査	
			入 院 又 は 処 遇 は 適 当	他 移 行 が 適 当	入 院 継 続 不 要	入 院 処 遇 は 不 適 当	計					
医療保護入院の届出 (法第 33 条第 1 項)	5,484	5,713	5,686	0	0	0	5,686	0	0	74	671	
定期の病状報告	措置入院者	69	71	70	0	0	0	70	0	0	1	9
	医療保護入院者	3,958	4,051	4,056	0	0	0	4,056	0	0	59	559
退院の請求	任意入院者	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0
	措置入院者	( ) 38	( ) 15	( ) 15	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 15	( ) 10	( ) 8	( ) 0	( ) 3
	医療保護入院者	( ) 141	( ) 53	( ) 53	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 53	( ) 36	( ) 25	( ) 4	( ) 25
処遇改善請求	任意入院者	( ) 2	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 1	( ) 1	( ) 0	( ) 0
	措置入院者	( ) 2	( ) 1	( ) 1	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 1	( ) 1	( ) 0	( ) 0	( ) 0
	医療保護入院者	( ) 13	( ) 5	( ) 5	( ) 0	( ) 0	( ) 0	( ) 5	( ) 5	( ) 3	( ) 0	( ) 0
合 計	9,710	9,909	9,886	0	0	0	9,886	53	37	152	28	

(注)「退院の請求」及び「処遇改善請求」欄の上段( )内は、入院中の者以外から請求があったものについて再掲している。

(2) 電話相談・問合せ等受理件数      平成 27 年度    762 件

## 2 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）業務について

精神障害者保健福祉手帳交付制度は、精神障害のために日常生活にある一定程度の支障がある者に障害者手帳を交付することで、さまざまな福祉サービスの提供や障害者の社会参加を促進させることを目的に平成7年の法改正時に創設され、同年10月から実施された(法第45条)。

精神障害者通院医療費公費負担制度は、精神障害の適正な医療の普及を図るため、昭和40年に創設された制度です。現在は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に自立支援医療費（精神通院医療）として規定されています。

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費（精神通院医療）の申請窓口は各市町村であり、申請に係る審査判定業務は精神保健福祉センターで行っている。

### (1) 保健所別精神保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療費（精神通院医療）受給者数

(平成28年3月31日現在)

健康福祉センター (保健所) 及び (地域保健センター)	市町村	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数
		1級	2級	3級	合計	
習志野	習志野市	187	547	243	977	2,025
	八千代市	233	609	224	1,066	2,310
	鎌ヶ谷市	90	395	149	634	1,452
市川	市川市	586	1,788	784	3,158	6,052
	浦安市	107	436	237	780	1,436
松戸	松戸市	416	1,967	741	3,124	5,912
	流山市	160	673	236	1,069	2,105
	我孫子市	160	459	161	780	1,878
野田	野田市	204	547	204	955	1,905
印旛	成田市	98	614	232	944	1,423
	佐倉市	204	719	218	1,141	2,427
	四街道市	93	351	161	605	1,120
	八街市	72	298	108	478	985
	印西市	49	227	99	375	870
	白井市	44	170	77	291	693
	富里市	23	154	58	235	505
	酒々井町	22	76	23	121	253
香取	香取市	62	213	50	325	751
	神崎町	2	10	5	17	61
	多古町	8	37	14	59	124
	東庄町	8	29	7	44	111
海匝	銚子市	79	200	55	334	816
	旭市	87	222	49	358	809
(八日市場)	匝瑳市	31	114	34	179	421

山 武	東金市	73	275	66	414	814
	山武市	29	199	41	269	642
	大網白里市	42	180	52	274	622
	九十九里町	10	59	15	84	193
	芝山町	5	18	4	27	59
	横芝光町	29	77	27	133	280
長 生	茂原市	81	322	91	494	1,041
	一宮町	10	33	14	57	123
	睦沢町	7	15	2	24	62
	長生村	13	35	11	59	148
	白子町	10	18	13	41	112
	長柄町	9	24	5	38	79
	長南町	11	21	13	45	75
夷 隅	勝浦市	24	62	25	111	186
	いすみ市	32	115	45	192	384
	大多喜町	9	35	11	55	100
	御宿町	9	30	11	50	78
安 房	館山市	37	239	70	346	775
	南房総市	35	157	51	243	548
	鋸南町	6	37	7	50	106
(鴨川)	鴨川市	19	84	38	141	327
君 津	木更津市	89	422	172	683	1,776
	君津市	58	235	108	401	1,194
	富津市	36	154	56	246	658
	袖ヶ浦市	44	177	76	297	869
市 原	市原市	300	909	337	1,546	3,501
船橋市	船橋市	540	2,286	957	3,783	7,398
柏市	柏市	489	1,573	575	2,637	5,429
合 計		5,094	18,721	7,084	30,899	64,267

(参考) 千葉市にて審査判定業務を行っている。

千葉市	精神障害者保健福祉手帳所持者数				自立支援医療 (精神通院医療) 受給者数
	1 級	2 級	3 級	合計	
	1,280	3,599	1,551	6,430	

## ( 2 ) 保健所別精神障害者保健福祉手帳交付者数

(平成27年度分)

健康福祉センター (保健所)及び (地域保健センター)	市町村	精神障害者保健福祉手帳交付数			
		1級	2級	3級	合計
習志野	習志野市	103	311	144	558
	八千代市	125	342	120	587
	鎌ヶ谷市	52	222	85	359
市川	市川市	338	970	456	1,764
	浦安市	67	255	141	463
松戸	松戸市	229	1,165	429	1,823
	流山市	93	383	141	617
	我孫子市	110	276	93	479
野田	野田市	119	332	107	558
印旛	成田市	52	353	137	542
	佐倉市	116	414	121	651
	四街道市	56	207	80	343
	八街市	51	187	62	300
	印西市	21	128	62	211
	白井市	27	96	50	173
	富里市	12	94	37	143
	酒々井町	13	44	12	69
	栄町	10	33	11	54
香取	香取市	33	113	29	175
	神崎町	1	6	4	11
	多古町	5	20	8	33
	東庄町	6	19	6	31
海匝	銚子市	44	120	33	197
	旭市	52	122	30	204
(八日市場)	匝瑳市	19	61	21	101
山武	東金市	38	153	30	221
	山武市	16	111	19	146
	大網白里市	30	105	30	165
	九十九里町	6	29	9	44
	芝山町	5	12	2	19
	横芝光町	18	40	17	75
長生	茂原市	46	173	58	277
	一宮町	4	18	6	28
	睦沢町	4	10	1	15

長 生	長生村	3	19	7	29
	白子町	7	9	8	24
	長柄町	4	15	4	23
	長南町	4	9	8	21
夷 隅	勝浦市	17	34	16	67
	いすみ市	22	64	27	113
	大多喜町	6	19	4	29
	御宿町	5	16	7	28
安 房	館山市	21	136	37	194
	南房総市	20	94	32	146
	鋸南町	6	20	5	31
(鴨川)	鴨川市	8	45	26	79
君 津	木更津市	56	245	96	397
	君津市	33	125	66	224
	富津市	16	76	29	121
	袖ヶ浦市	23	99	43	165
市 原	市原市	163	529	197	889
船橋市	船橋市	299	1,323	562	2,184
柏市	柏市	282	930	340	1,552
合 計		2,916	10,731	4,105	17,752

( 3 ) 申請区分別精神保健福祉手帳交付者数及び自立支援医療（精神通院医療）承認件数  
(平成 27 年度分)

申請区分	精神障害者保健福祉手帳交付者数				自立支援医療 (精神通院医療) 承認件数
	1 級	2 級	3 級	合計	
新 規	447	2,169	1,530	4,146	8,041
更 新	2,469	8,562	2,575	13,606	56,226
合 計	2,916	10,731	4,105	17,752	64,267

(注) 新規には他県転入を含む

## 関係諸機関活動への参加・援助

### 1 特定非営利活動法人 千葉県精神障害者家族会連合会（千葉家連）

「精神障害者の自立と社会参加への支援及び障害者に対する地域社会の理解と協力を得るための事業を行い、精神保健福祉の向上及び障害者への偏見や差別を解消することにより、誰もがその人らしく地域社会に暮らすことができる社会の構築に寄与する」ことを目的として活動している。

平成6年度から県からの委託事業として、障害者の日・記念の集いを実施している。また、千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会への援助も行っている。

平成19年10月に法人化し、事務局が移転している。内容は職員が参加したもののみ記載した。

年月日・場所	内 容	人数
H27. 4. 3 千葉市民会館	第1回 理事会	20名
H27. 5. 14 千葉市民会館	通常総会及び講演会 講演「様々な相談の現況と利用法」 講師 ほっとハート相談支援事業所リンク 松尾明子氏、佐藤京子氏	
H27. 6. 5 千葉市民会館	第4回 理事会	
H27. 9. 4 千葉市民会館	第5回 理事会	18名
H27. 12. 8 千葉市生涯学習センター	千葉県障害者週間の集い 講演：家族・当事者・精神科医の「三位一体」の私からお伝えしたいこと 講師：やきつべの径診療所 夏苺郁子 先生 シンポジウム：「家族が望む精神科治療」 心の美術展	240名
H28. 1. 8 千葉市民会館	第7回 理事会	

### 2 千葉兄弟姉妹の会

平成14年2月に発足。通常、奇数月の第3日曜日に、懇談を主とした例会を開催している。

当センターでは、平成14年6月より例会等への協力を行っている。内容は職員が参加したもののみ記載した。

年月日・場所	内 容	人数
H27. 5. 17 プラザ菜の花	(1) 近況報告 (2) H27年度の計画	9名
H27. 7. 19 プラザ菜の花	(1) 近況報告 (2) ミーティング	16名
H27. 9. 27 千葉大学	(1) 千葉大学看護学部教授との対話の会	23名
H28. 1. 17 プラザ菜の花	(1) 近況報告 (2) 講演 「家族・支援者・福祉事業者としての私の想いと歩み-真珠の輝きの背後にあるもの-」 講師 特定非営利活動法人スペースぴあ 理事長	10名
H28. 3. 20 プラザ菜の花	(1) 近況報告 (2) ミーティング	10名

### 3 特定非営利活動法人 千葉県精神保健福祉協議会

本会は昭和 59 年 2 月に千葉県精神衛生団体連絡協議会として発足し、昭和 61 年 6 月に千葉県精神衛生協議会、平成 2 年 10 月には千葉県精神保健福祉協議会と名称変更した。会の発足当初より任意団体として精神保健福祉センターに事務局を置いてきたが、平成 20 年 7 月に特定非営利活動法人千葉県精神保健福祉協議会として設立が認められた。これにより所在地は別の場所に移転したが、引き続き当センターで支援を行っている。内容は職員が参加したもののみ記載した。平成 27 年 3 月末現在の会員数 個人会員 181 名

平成 27 年度の活動状況

(1) 理事会・常任理事会・・・原則月 1 回、11 回開催 (8・3 月は休会)

(2) 通常総会 平成 27 年 6 月 6 日

講演：「ストレスとその対処法について」

講師：千葉大学教育学部養護教育講座教授 花澤 寿 先生

(3) 心のふれあいフェスティバル・・・千葉県・千葉市との共催

平成 27 年 5 月 8 日 参加者 1,132 名

(4) 心の健康フェア 2015 in ちば・・・千葉県との共催

平成 27 年 11 月 25 日 参加者 968 名

(5) 平成 27 年度千葉県精神障害者ソフトバレーボール大会

主催 県大会：千葉県・(一社)千葉県障がい者スポーツ協会との共催

市大会：千葉市との共催

平成 27 年 9 月 30 日 参加者 435 名

### 4 全国精神保健福祉センター研究協議会

本会は、全国の精神保健福祉センターにより構成された会で、技術の向上と情報交換を図り、地域精神保健福祉の推進、連携に資することを目的とし、年 1 回開催している。

全国精神保健福祉センター研究協議会(第 49 回)

日 時：平成 27 年 11 月 3 日(火)～4 日(水)

会 場：ホテルセントヒル長崎

事務局：長崎県長崎こども・女性・障害者支援センター

### 5 関東甲信越ブロック精神保健福祉センター連絡協議会

本会は、関東甲信越にある 18 の精神保健福祉センターにより構成された会で、精神保健福祉センターにおける技術の向上と情報交換を図り、地域精神保健福祉の推進、連携に資することを目的とし、年 1 回開催している。

日 時：平成 27 年 12 月 4 日(金)

場 所：浦和コミュニティセンター

主催事務局 さいたま市こころの健康センター

### 6 心のボランティア・ちば

精神保健福祉ボランティア講座修了者を中心として、「心病む人々との交流や、ボランティア活動について会員相互の研修、専門家の指導等により、その知識方策を学び、共に暮らしやすい社会にしていくよう、関係機関との連携をとりながら、実践し理解を深めていくこと」を目的として、平成 8 年 10 月に発足した。平成 28 年 3 月現在の会員数は、賛助会員含め 60 名。当センターは、事務局として、会の活動を支援している。



(1) 運営委員会

年月日・会場	内 容	人数
H27.5.12 精神保健福祉センター	議題：報告、心のふれあいフェスティバル等	8名
HH27.7.8 精神保健福祉センター	議題：報告、精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座等	8名
H27.9.9 精神保健福祉センター	議題：報告、精神保健福祉ボランティアフォローアップ講座等	6名
H27.11.4 精神保健福祉センター	議題：報告、総会等	6名
H27.12.9 精神保健福祉センター	議題：報告、総会等	6名
H28.2.10 千葉市民会館	議題：報告、総会等	7名
H28.3.9 精神保健福祉センター	議題：総会等	7名

心のボランティアちば平成27年度総会（H28.3.9）出席

7 千葉県精神障がい者地域活動支援事業所協議会

千葉県精神障害者家族会連合会の中で、作業所を運営している家族会が中心となり、平成 6 年 8 月 23 日に発足した。任意団体が運営する作業所の増加に伴い、平成 12 年から県内を 4 ブロックに分け、各ブロックから幹事を選出し、役員会で諸活動について話し合いを行っている。平成 27 年 5 月現在 53 団体が加入し、主に地域活動支援センター、就労継続支援 B 型事業所で構成されている。役員会は、隔月 1 回行われているが、職員が参加協力したもののみ記載した。

年月日・会場	内 容	人数
H27.4.16 千葉市民会館	第 1 回役員会 議題：総会議案について、活動方針について 他	9名
H27.5.29 千葉市民会館	総会 議題：事業報告、決算報告、新役員について 他 行政説明 ・第 5 次千葉県障害者計画の精神保健福祉分野の説明 ・千葉県「ひきこもり地域支援センター」と市町村「ひきこもりサポートセンター養成」について ・平成 27 年度千葉県実施予定のピアサポーター養成講座について 講師：千葉県健康福祉部障害福祉課精神保健福祉推進室 副主幹 高品 登美子	25名
H27.6.3 千葉市民会館	第 2 回 役員会 議題：研修会、ブロック交流会について 他	8名
H27.8.5 千葉市民会館	第 3 回 役員会 議題：千葉県障害者総合支援協議会、ブロック交流会について 他	6名
H27.9.10 千葉市民会館	臨時役員会 議題：ブロック交流会について	5名
H27.12.2 千葉市生涯 学習センター	第 5 回 役員会 議題：ブロック交流会、第 3 回研修会について 他	6名
H28.2.3 千葉市生涯 学習センター	第 6 回 役員会 議題：ブロック交流会、協議会の今後の運営について 他	7名



# 付 録



# 付 録

## 1 法規

- (1) 千葉県精神保健福祉センター設置管理条例(昭和45年10月15日条例第48号)  
 [沿革] 昭和46年7月21日条例第48号、57年3月26日第7号、58年3月16日第7号、  
 63年3月28日第19号、平成4年3月26日第55号、平成7年10月13日第65号改正
- (趣 旨)  
 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、  
 千葉県精神保健福祉センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
- (設 置)  
 第2条 県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第6条  
 第1項の規定により、千葉県精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を千葉  
 市中央区仁戸名町666番地の2に設置する。
- (業 務)  
 第3条 センターの業務は、次のとおりとする。  
 一 精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及  
 二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する調査研究  
 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なもの  
 四 精神保健に関する相談及び指導に付随する診療
- (診療等の料金の徴収)  
 第4条 センターの診療等については、使用料及び手数料条例(昭和31年千葉県条例第6号)  
 の定めるところにより、料金を徴収するものとする。
- (委 任)  
 第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

使用料及び手数料条例「別表第2」

千葉県精神保健福祉センター設置管理条例(昭和四十五年千葉県条例第四十八号)に基づくもの	診療料	診療報酬算定方法その他の法令等に算定方法の定めのある診療	消費税法第六条第一項の規定により消費税を課されないこととなる診療	健康保険医療費等
			その他	健康保険医療費等及び消費税法が適用されなかったとした場合における診療に要した費用を勘案し、知事が定める額に百分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

	文書料	特別診断書及び特別証明書	訴訟等関係診断書	一通につき 四千八百三十円
			訴訟等関係診断書 以外の特別な診断 書及び訴訟、保険 又は年金に係る診 療費明細証明書そ の他これに類する 特別な証明書	一通につき 二千九百四十円
		普通診断書及び普通証明書		一通につき 千六百八十円

(2) 千葉県精神保健福祉センター管理規則(昭和45年12月1日規則第88号)

[沿革] 昭和48年4月20日規則第27号、53年4月1日第18号、58年3月16日第9号、63年7月1日第55号、平成元年2月21日第13号、元年3月24日第23号、4年7月3日第82号、7年10月13日第83号改正

千葉県精神保健福祉センター管理規則

題名改正〔昭和63年規則55号・平成7年規則83号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県精神保健福祉センター設置管理条例(昭和45年千葉県条例第48号)第5条の規定により、千葉県精神保健福祉センター(以下「センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(相談診療日及び相談診療時間)

第2条 センターの相談及び診療の日は、次の各号に掲げる日以外の日とする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- 四 特別の事情によりセンターの長(以下「センター長」という。)が必要と認めたる日

2 センターの相談及び診療の時間は、午前9時から午後零時までとする。

(相談診療手続)

第3条 相談又は診療を受けようとするときは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示してセンター長に申し込まなければならない。

- 一 健康保険、国民健康保険その他の社会保険の被保険者又はその被扶養者所定の保険証
- 二 児童福祉法(昭和23年法律第27号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)その他の法令の適用を受ける者当該法令の定める医療券他所定の証明書

(申込者及び申請者)

第4条 第3条の規定による申込みは、本人、配偶者、父母又はこれらに準ずる者が行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 千葉県事務委任規則(昭和31年千葉県規則第33号)

[沿革] 平成14年4月1日千葉県規則第42号改正

(精神保健福祉センター長)

第19条 精神保健福祉センターの長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関すること。
  - イ 第33条第4項の規定による医療保護入院の措置を採ったときの届出の受理に関すること。
  - ロ 第33条の2の規定による医療保護入院者の退院の届出の受理に関すること。
- 八 第38条の2第1項の規定による措置入院者の定期報告の受理に関すること。

- ニ 第 38 条の 2 第 2 項の規定による医療保護入院者の定期報告の受理に関する事。
  - ホ 第 38 条の 3 第 1 項の規定による定期の報告等の精神医療審査会への通知及び審査の請求に関する事。
  - ヘ 第 38 条の 4 の規定による退院請求等の受理に関する事。
  - ト 第 38 条の 5 第 1 項の規定による退院請求等の精神医療審査会への通知及び審査請求に関する事。
  - チ 第 45 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請の受理に関する事。
  - リ 第 45 条の 2 第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還の受理に関する事。
  - ヌ 第 45 条の 2 第 4 項の規定による指定医の診察に関する事。
  - 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）の施行に関する事。
    - イ 第 7 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事。
    - ロ 第 7 条第 2 項の規定による氏名変更届等の受理に関する事。
    - ハ 第 7 条第 4 項の規定による居住地の移動届の受理に関する事。
    - ニ 第 7 条第 6 項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載事項の消除に関する事。
    - ホ 第 8 条第 1 項の規定による認定の申請の受理に関する事。
    - ヘ 第 9 条第 1 項の規定による障害等級の変更の申請の受理に関する事。
    - ト 第 10 条第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付申請の受理に関する事。
    - チ 第 10 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事。
    - リ 第 10 条の 2 第 1 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事。
  - 三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成 19 年千葉県条例第 4 号）の施行に関する事。
    - イ 第 2 条の規定による定期の報告の受理に関する事。
  - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事。
    - イ 第 53 条の第 1 項の規定による申請の受理に関する事（精神障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係るものに限る。）
    - ロ 第 56 条第 1 項の規定による申請の受理に関する事（精神障害者に係るものに限る。）
    - ハ 第 57 条第 2 項の規定による医療受給者証の返還に関する事（精神障害者に係るものに限る。）
  - 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）の施行に関する事。
    - イ 第 32 条第 1 項の規定による届出の受理に関する事（精神障害者に係るものに限る。）
    - ロ 第 33 条第 1 項の規定による申請の受理に関する事（精神障害者に係るものに限る。）
  - 六 精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する事
    - 追加 [平成 14 年規則 42 号] 一部改正 [平成 18 年規則 37 号・19 年 42 号・25 年 35 号]
- ( 4 ) 千葉県組織規程（昭和 32 年千葉県規則第 68 号）  
〔沿革〕平成 14 年 4 月 1 日千葉県規則第 44 号改正
- 第 3 章 出先機関
- 第 1 節 出先機関の設置等  
( 出先機関の設置 )
- 第 18 条 法令又は条例第 15 条の規定により設置されている行政機関は次のとおりである。  
精神保健福祉センター
- 2 ( 略 )
- 3 法第 244 条第 1 項の規定により設置されている公の施設のうち、知事が所管する出先機関は、次のとおりとする。  
精神保健福祉センター

第4節 行政機関及び事務分掌

第2款の2 精神保健福祉センター

(業務)

第43条の2 精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項第3号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。

(名称及び位置)

第43条の3 条例第19条の3に定める精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりである。

名 称	位 置
千葉県精神保健福祉センター	千葉市

(内部組織及び分掌事務)

第43条の4 精神保健福祉センターに審査課を置く。

2 審査課の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 措置入院者、医療保護入院者及び任意入院者の定期病状報告等に関すること。
- 二 精神病院に入院中の者等からの退院及び処遇改善請求に関すること。
- 三 精神障害者の通院医療の費用の負担に関すること。
- 四 精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- 五 精神医療審査会に関すること。

第7節 公の施設の内部組織及び分掌事務

(公の施設の内部組織及び分掌事務)

第142条 次の表の上欄に掲げる公の施設に当該中欄に掲げる組織を置き、当該組織の分掌事務は、それぞれ当該下欄に掲げるとおりとする。

千葉県 精神保健福祉センター	庶務課	一 診療報酬の請求事務に関すること。 二 所内の総合企画調整に関すること。 三 庶務に関すること。
	相談指導課	一 精神保健福祉担当者に対する研修及び技術指導に関すること。 二 精神障害者の相談及び生活指導に関すること。 三 精神保健及び精神障害者の福祉に関する広報普及に関すること。
	調査研究課	一 疫学的調査及び研究に関すること。 二 実態調査及び企画立案に関すること。 三 資料の収集及び保管に関すること。
	臨床検査課	一 診断及び治療に関すること。 二 精神医学的検査に関すること。 三 臨床心理検査に関すること。

第4章 附属機関

第2節 附属機関の庶務

(附属機関の庶務)

第150条 次の表上欄に掲げる附属機関の庶務を処理する機関は、当該下欄に掲げるとおりとする。

附属機関名	機 関 名	
千葉県精神医療審査会	精神保健福祉センター	健康福祉部



( 5 ) 千葉県事務決裁規程 ( 昭和 31 年訓令第 10 号 )

別表第三

出先機関	専決事項
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"><li>一 診療報酬の請求に関する事。</li><li>二 診断書及び証明書の交付に関する事。</li><li>三 診療に係る各種申込書及び願出の受理並びに診療券の交付に関する事。</li><li>四 診療等の料金の減免に関する事。</li><li>五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行に関する事。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 第 38 条の 3 第 4 項の規定による退院命令等に関する事。</li><li>ロ 第 38 条の 5 第 5 項の規定による退院命令等に関する事。</li><li>ハ 第 38 条の 5 第 6 項の規定による採った措置の通知に関する事。</li><li>ニ 第 38 条の 6 第 1 項の規定による報告の徴収又は診療録等の提出命令等に関する事。</li><li>ホ 第 38 条の 6 第 2 項の規定による報告の徴収又は帳簿書類の提出等の命令に関する事。</li><li>ヘ 第 45 条第 2 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事。</li><li>ト 第 45 条第 3 項 ( 同条第 5 項又は第 45 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。 ) の規定による精神障害の状態にない旨の通知に関する事。</li><li>チ 第 45 条第 4 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の二年ごとの認定に関する事。</li><li>リ 第 45 条の 2 第 3 項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還命令に関する事。</li></ul></li><li>六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 ( 昭和 25 年政令第 155 号 ) の施行に関する事。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 第 7 条第 5 項の規定による旧居住地の知事への通知及び新たな精神保健福祉手帳の交付に関する事。</li><li>ロ 第 8 条第 2 項の規定による新たな精神保健福祉手帳の交付に関する事。</li><li>ハ 第 9 条第 2 項の規定による新たな精神保健福祉手帳の交付に関する事。</li><li>ニ 第 10 条第 1 項の規定による精神保健福祉手帳の再交付に関する事。</li></ul></li><li>七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 第 54 条第 1 項の規定による支給認定に関する事 ( 精神障害者 ( 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 5 条に規定する精神障害者をいう。以下この号及び次号において同じ。 ) に係るものに限る。 ) 。</li><li>ロ 第 54 条第 2 項の規定による指定自立支援医療機関の決定に関する事 ( 精神障害者に係るものに限る。 ) 。</li><li>ハ 第 54 条第 3 項の規定による医療受給者証の交付に関する事 ( 精神障害者に係るものに限る。 ) 。</li></ul></li></ul>